



2 前項の規定は、前条第一項に規定する者が同条第二項の認定の申請をした場合において、その申請をした日の属する月が「一月、二月、三月又は四月であるときは、前項中「前年分」とあるのは「前前年分」と、「その年の六月から翌年五月まで」とあるのは「前条第二項の認定の申請をした日の属する月の翌月からその年の五月まで」と読み替えて適用する。

(届出) 第二条第一項の認定を受けた者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、同条第一項に規定する負傷又は疾病的状態、前条第一項に規定する所得税の額その他の厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、特別手当の支給を受けてい る者が正当な理由がなくて前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差しとめ ことができる。

第五条 都道府県知事は、原子爆弾被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する特別被爆者(以下単に「特別被爆者」という。)であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかつているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

一 六十五歳以上の者

二 厚生省令で定める範囲の身体上の障害がある者

三 配偶者のない女子又はこれに準ずるものとして厚生省令で定める女子であつて、十八歳未満の子、孫若しくは弟妹又は厚生省令で定める程度の廃疾の状態にある二十歳未満の子、孫若しくは弟妹を扶養しているもの

前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に

3 該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、第一項に規定する疾病的種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとする。

4 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円とする。

5 健康管理手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき第三項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第一項に規定する要件に該当しなくなつた場合には、その該当しなくなつた日)の属する月で終わる。

第六条 第三条及び第四条の規定は、健康管理手当について準用する。

(准用)

第七条 都道府県知事は、原子爆弾被爆者医療法第二条に規定する被爆者であつて、同法第七条第一項の規定による医療の給付を受けているものに対し、その給付を受けている期間について、政令の定めるところにより、医療手当を支給する。

(医療手当の支給)

第七条 都道府県知事は、原子爆弾被爆者医療法第二条に規定する被爆者であつて、同法第七条第一項の規定による医療の給付を受けているものに対し、その給付を受けている期間について、政令の定めるところにより、医療手当を支給する。

(医療手当の支給の制限)

第八条 医療手当は、前条に規定する者、その配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で前条に規定する者の生計を維持するための所得につき所得税法の規定により計算した前年分(一月から四月までの間に受けた医療の給付に係る医療手当については、前前年分とする。)の所得税の額が政令で定める額をこえるときは、支給しない。

(介護手当の支給)

第九条 都道府県知事は、特別被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用によるもの)でないことが明らかであるものを除く。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令の定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者が介護者に対する介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

2 前条の規定は、介護手当について準用する。(費用の支弁等)

第十条 特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行なう事務の処理に要する費用は、当該都道府県の支弁とする。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定により都道府県が支弁する費用のうち、介護手当の支給に要する費用(介護手当に係るもの)を除く。)を当該都道府県に交付する。

3 国は、政令の定めるところにより、第一項の規定により都道府県が支弁する費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

(不正利得の徴収)

第十一條 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により特別手当、健康管理手当、医療手当又は介護手当(以下「特別手当等」という。)の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十二条 特別手当等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができる。

第十三条 租税その他の公課は、特別手当等として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十四条 市町村長(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、第二条第一項又は第五条第一項に規定する者に対する、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に関する、無料で証明を行なうことができる。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第十五条 この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)

第十六条 広島市又は長崎市の長が行なう特別手当等の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をする。

(実施命令)

第十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定められ、この執行について必要な細則は、厚生省令で定められる。

附 則

1 (施行期日)

この法律は、昭和四十三年九月一日から施行する。

2 (原子爆弾被爆者医療法の一部改正)

この法律は、昭和四十三年九月一日から施行する。

2 目次中「第十四条の八」を「第十四条の七」に改める。

第十四条の八を削る。

2 第二十条中「基く」を「基づく」に改め、「及び医療手当の支給に要する費用」を削る。

第十二条の二中「又は医療手当の支給」を削る。

る。

(原子爆弾被爆者医療法の一部改正に伴う経過措置)

3

この法律の施行前に原子爆弾被爆者医療法第七条第一項の規定による医療の給付を受けた被爆者に対する医療手当の支給については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

4

地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第二号)

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお特別の状態に置かれている実情にかんがみ、これらの者の福祉を図るために、特別手当の支給を行なう等の特別措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○八田委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。厚生大臣園田直君。

○園田国務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、昭和三十二

年に制定された原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

により、医療の給付、健康診断等を行ない、その健康の保持及び向上をはかつてまいりたのであります。

原子爆弾の傷害作用を受けた者の中には、身体的、精神的、経済的あるいは社会的に生活能力が劣っている者や、現に疾病に罹患しているため他の一般国民には見られない特別の支出を余儀なくされている者等、特別の状態に置かれている者が数多く見られるところであります。

したがつて、これら特別の状態に置かれている被爆者に対する施策としては、医療の給付等の健康面に着目した対策のみでは十分ではなく、これら被爆者に対する対策の実態調査を実施する等、被爆者対策の総合的な改善について慎重に検討を進めてまいりますが、この

はどのようにその成案を得、ここに原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案を提案することといたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者であつて、その認定にかかる負傷または疾病の状態にあるものに対し、月額一万円の特別手当

を支給することといたしております。

第二に、特別被爆者すなわち原子爆弾の放射線を多量に浴びたと認められる者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の原子爆弾の影響によるものまたは母子世帯の母もしくはこれに準ずるものに対し、月額三千円の健康管理手当を支給

することといたしております。

第三に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者の中には、身体的、精神的、経済的あるいは社会的に生活能力が劣っている者や、現に疾病に罹患しているため他の一般国民には見られない特別の支出を余儀なくされている者等、特別の状態に

置かれている者が数多く見られるところであります。

したがつて、これら特別の状態に置かれている被爆者に対する施策としては、医療の給付等の

健康面に着目した対策のみでは十分ではなく、こ

れらの被爆者に対する対策の実態調査を実施する等、被爆者対策の総合的な改善について慎重に検討を進めてまいりますが、この

はどのようにその成案を得、ここに原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案を提案することといたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者であつて、その認定にかかる負傷または疾病の状態にあるものに対し、月額一万円の特別手当

を支給することといたしております。

第二に、特別被爆者すなわち原子爆弾の放射

線を多量に浴びたと認められる者であつて、造血

機能障害、肝臓機能障害その他の原子爆弾の影響

によるものまたは母子世帯の母もしくはこれに準ずるものに対し、月額三千円の健康管理手当を支給

と考えます。しかしながら、同時に私どもは、こ

の特別措置の実現を待ちわびながら、原爆症の苦しみの中についに帰らざる人となつた幾多の原爆犠牲者のあることに、思いをいたさなければならぬと信ずるのであります。

私がこの法案についてまず第一に大臣にお尋ねいたしたい点は、この忘れられた、いまはなき原爆犠牲者に対する配慮についてであります。

第四に、特別被爆者であつて、一定の精神上ま

たは身体上の障害により介護を要する状態にあ

つたときの間の附帯決議等においても強い要望があつたところでありまして、政府といたしましては、昭和四十年において被爆者の実態調査を実施する等、被爆者対策の総合的な改善について慎重に検討を進めてまいりますが、この

はどのようにその成案を得、ここに原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案を提案することといたしました次第であります。

第五に、國は、特別手当、健康管理手当及び医療手当にかかる事務の処理及びその支給に要する費用を交付することとし、また、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、その事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担することといたします。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○園田国務大臣 原爆の被害が原因でなくならぬ方々及びその遺族の方々については、御指摘のとおりまことにお氣の毒であつて、何らかの措置をすべきであるとは考えますが、ただいまお願ひをいたしました法律案は、軍人、軍属等に対する

施設とは異なりまして、現存されておる被爆者の

方々がいまなお置かれておる特別の事情にかんがみ、社会保障施設の一環としてお願いをしたわけ

でございまして、なおまた、被爆が原因でなくな

られた方の実態調査というのも相当困難でござ

いますから、この法律案には盛らなかつたわけ

でございますが、これについては十分検討しなければならぬと考えております。

○西岡委員 原爆被爆者に対する特別措置に関する法律案について質疑を行ないます。

原爆被爆者に対する援護は、長い間の国民の念願

であつたのであります。悲惨な原爆の犠牲者に對して国家の救済が十分に行なわれない限り、われわれはいつまでも戦後の中に身を置いているといふことを意味したのであります。したがつて、二

十三年の年月が経過して、あまりにもおそ過ぎたとは申せ、ここに政府による被爆者援護の具体的な提案されましたことは、高く評価すべきもの

と考えます。しかししながら、同時に私どもは、こ

の点については大臣はどう

いふうに現在お考えになつておられるか、承りたいと思います。

○園田国務大臣 これは、そのような経緯もござ

いまするし、ごく最近、本会議の質問に対する總

理の答弁等もございましたので、事務的に実施す

べく検討を進めております。

○西岡委員 その点につきましてもう一点だけ尋ねをいたしておきたいと思いますが、具体的に

は早急に、たとえは来年度からでも行なうとする。  
という御構想がおありでしようか。

○國田國務大臣　ただいまの御質問、時期としては早急に、来年度予算からやりたいと考えておりますが、実際問題としてどの程度に配慮をするのが、あるいはどういうふうな葬祭料を出すのかしら。そういうことが、事務的には相当いろいろ困難な問題でもござりまするので、財政当局とも話し合ながばら話を進めていきたい。財政当局も、この点についてはその方針で検討することで詰めておりま

○西岡委員　ただいまの大臣の前向きのお考え方を実現されることを期待いたしまして、この点は終わりにして、具体的に法案について質問を進めていきたいと思います。

今回の援護措置は、原爆の障害作用によって現に病気にかかっている者で、しかもその中の一部だけがその対象になつているようですが、

現在病気にはかかっていない被爆者の中で、原爆犠牲者等、被爆による原因から不遇な生活を送っている不幸な人たちにも当然援護の措置を講ずべきであると考えるわけですが、この点の基本的な考え方について、大臣のお考えを承りたいと申します。

○國田國務大臣 事務當局からお答えをいたしました。

○村中政府委員 特別措置等の支給の対象でございますが、ただいま御指摘のとおり、一応健常者に異常があると申しますか、障害があり、ある者はその他の副次的に問題があるというふうな対象に限られておる問題でございますが、いま例をあげになりました原爆孤老、そういう対象につましては、生活援護という考え方よりも、生活環境上特別の状態に置かれておる御指摘のように、身寄りがなくて年齢的に身の回りのことを行ふする場合に支障があるというふうな対象につきましては、今回の予算の中に盛り込まれております。

す、被爆者の養護ホーム等に収容することによりまして、福祉対策の面で処理をしてまいりたい。

○西岡委員 今回の措置が実施されるにあたって  
こう考えております  
の基本的な基準として、原子爆弾被爆者の医療等  
に関する法律がもとになって、それぞれの適用範  
囲その他がきめられておるようござりますが、

○**村中政府委員** 御指摘のとおり、今回の措置法によるものか、局長からお答え願いたい。

この因療法を適用の基準としたのはどういう理由によるものか、局長からお答え願いたい。

子爆弾に起因するのかどうか非常に判定が困難である。そういうふうな対象が現在現に疾病にかかるつては、しかもその疾病にかかることによつて社会的な特別の状態に置かれておる、こういう

ふうな対象に対する特別措置といふ考え方でございまして、この被爆者の範囲といふものにつきましては、いまも御指摘がございましたが、医療法の中では規定されておる特別被爆者、一般被爆者、

あるいは認定被爆者というふうな被爆者の概念規定をこの中に盛り込むのが適当だろう、こういうふうな判断をいたしたわけでございます。

では処理のできない別途の対策である、被爆者の生活の安定が目的であったというふうに認識をいたしております。したがいまして、被爆者の中で現に被爆による原因で貧困化しておる

人たちに、やはりひとしく援護の手を差し伸べるべきではないかと考えるわけがありますが、その点ができないでいろいろな条件を設けておる。その設けたということ 자체、単なる予算上の問題があつてできなかつたのであるか、それとも基本的な問題としてそれを行なわないというお考えに立つておられるのか。その点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○村中政府委員　ただいま御指摘のように、被爆ということ、そのことが貧困につながるかどうか

そういうふうな問題については、その半分が非常に困難だと私は考えております。むしろ被爆によつて健康がそこなわれて、そのことによつて生活を営むのに非常に難渋てくるというふうな状態が、結果として貧困に持ち込まれ、経済的な苦しさが

出てくると、いろいろな理解を私自身持っております。そういう観点に立ちまして、やはり健康が阻害されたことによって起きてくる間接的な生活上の福祉対策というのが、今回の措置法の基本的な考え方である。こういうふうに私は理解いたして

○西岡委員 そうしますと、将来にわたっても、この考え方は基本的には変えないとお考えでありますか。

に考えております。  
○西岡委員 そうしますと、医療法及びそれに伴う政令等は、やはり当面は改正しないで現行のまま適用をしていくというお考えなんですか。

○村中政府委員 一般的な問題につきましては、政令その他医療法に基づいた処理の方法には変わりがないわけでございますが、ただ一点、従来の医療法の中にございました医療手当が削除され、今回の措置法の中に入れられております。こ

〇西岡委員 この点、もう少し詳しくお尋ねをしたいのですが、時間の関係がございますので、具体的な負目に入つて、伺ひます。

**○村中政府委員** 従来、医療法の中で、医療と非常に関連の深い精神的な安定ということも込めまして、医療手当が支給されていることは御承知の創設は今回の特別措置法の根幹をなすものでございますが、この特別手当が設けられた趣旨、目的について、簡単だけつこうでございますから、御説明をいただきたいと思います。

とおりでございますが、先般行ないました原爆の被爆者の実態調査によりましても、単に医療の面

といふことだけでは被験者の福祉の向上にはかぎらない、医療プラス福祉の向上という、健康上の問題に由来する福祉の面の施策ということが必要であるといふうな判断を、実態調査の結果からくみ取りまして、御指摘の今回の特別手当の創設に

なった。したがいまして、特別手当を支給する考え方の中には、一点はたとえば保健薬の服用とか、あるいは認定被爆者が入院する、通院する、こういったための出費が出てまいると思いますが、そういう医療と直接に結びつくもののほか

に、生活的にもやはり医療を受けることによつて差しさわりが出てくるだろうというふうな判断で、特別手当中には、生活の面の配慮と医療の面の配慮と両方を込めまして、先ほど大臣が趣旨説明をいたしましたが、一円一円と、もう金額を考

えたわけでござります。  
○西岡委員 特別手当の支給対象についてであります  
ますが、第一条にいうところの医療法「第八条第一項の認定を受けた者」というのはどの範囲をい

うのか。政令第六条の一号及び二号に定めるものすべてが対象になるというふうに理解してよろしくうございますか。

お尋ねをしたいと思うのであります。この特別手当の支給を決定するのは認定被爆者制度そのものにあるわけでありますので、これまで医療法第一八条第一項の認定の申請をして却下をされた数と、うちものがわかつておりますたら、お下しを頂いて

○村中政府委員 昭和三十二年にこの法律が施行されまして、それ以来現在まで約六千四百件の申請があり、そのうち九五%が認定されておりまして、残りの五%が認定却下ということになつております。

○西岡委員 この認定にあたつての問題であります、が、「原爆被爆者医療審議会の意見を聞かなければ

ればならない」とされているわけであります。現在のこの認定の基準、方法等について、厚生省としては、現状のままでまず問題がないと考えておられるが、さらにもう少し実際に適用の場合には考えるべき点があるというふうにお考えになるか、そのお考え方を承りたいと思ひます。

○西岡委員 次に、特別手当の支給制限についてお尋ねをいたしたいと思いますが、生活保護世帯の収入認定について、特別手当は生活保護受給者の収入として認定されることになるわけでござりますか。

以外の一般疾病で入院した場合においても医療手当を支給するお考えはないか、この点を……。

○村中政府委員 医療手当を支給する対象と申しますのは、認定患者の精神的な安定をはかる点、それから認定された疾病的医療効果の促進をはかるというのがあらうが、もう一点でございまして、認定患者

す。一般的の年金その他の支給につきましては、七十歳が一応の基準のようになっておりますが、特に原爆の被爆があるというふうな判断からこれをゆるめまして、六十五歳以上に制限したわけでございます。

**（本邦政府委員 特別被爆者の中、原爆の傷害**  
作用に起因して負傷または疾病にかかったとい  
う点についての認定につきましては、ただいま御  
指摘のとおり、医療法の中にござります医療審査  
会で医学的な判断がされるわけでございますが、  
この判断の基準というものは、医学的に従来の研  
究その他から理論的に出されてくる判定に基づく  
ものでありますて、一定の基準といふやうなもの  
は、私自身審査の機会に参加いたしております  
が、あまり明確でないよう思います。たとえ  
ば、明らかに原爆に起因すると思われる白内障、  
あるいは白血病、あるいはガンの中で甲状腺ガン  
あるいは肺ガン、あるいは貧血症で、これが医師  
の診断書で明らかに原爆に起因しているという判  
断がつくものということございまして、個々の  
ケースについて審議会の専門委員の方々が討議を  
しながら判定していくというのが実態でございま  
す。

○今村政府委員 これは、生活保護法の第四条にありますように、被保護者がその資力、収入すべてを自分の最低生活に充当した上で生活保護を行なうという大きなたてまえがありますので、実質的には別としまして、形式上全部収入ということに相なります。

○西岡委員 この特別手当の一萬円のうち、どの程度収入と認定されるか、具体的に……。

○今村政府委員 一万円は収入と認定をいたしましたが、原爆という特殊の状況に応じまして、医療費の関係あるいは健康の維持の関係、いろいろの面もござりますので、これと別個に放射線による障害の加算制度というものをつくって、この法律の趣旨に合うような意味におきまして、本人が療養なら療養に専心できるように生活保護をやるといふようななかつこうで、別個に放射線障害加算といふものを作りたい、こういうふうに考えまして、目下その規模なり何なりついて検討中でござ

○西岡委員 この点、もう少し議論をしたいとこ  
ろでござりますが、次に、健康管理手当について  
お尋ねをいたします。  
この健康管理手当の支給については、医療法第  
十四条の二第一項に規定する特別被爆者のうち、  
政令六条三号に該当する疾病にかかるている者と  
いうふうになつております。その上にさらに「六  
十五歳以上上の者」、「厚生省令で定める範囲の身体  
上の障害がある者」、「配偶者のない女子又はこれ  
に準ずるものとして厚生省令で定める女子であつ  
て、云々と、この三つの支給制限の規定があるわ  
けでございますが、この点の根拠がちょっと私に  
は理解しにくいところがございます。この三つの

つきましては、先般の実態調査の結果からも、相  
当健康に対して不安があるというふうな聞き取り  
調査の結論も出ておりまして、そういうふうな趣  
旨から、私どもは年齢的な面の第一点の考え方を  
いたしたわけでございます。

なお、身体障害者につきましても、これは比較  
が非常に困難であります。国が行なつております  
す国民の健康調査の中から出でまいりました身体  
障害者の率に比べまして、今回の実態調査による  
被爆者の身体障害の発見率といふものは高かつた  
わけでございます。そういう観点から、身体に障  
害のある者という一点を設けたわけでございま  
す。

第三点の母子世帯ということにつきましては、  
これは生活的な問題が相当出てまいるだらうとい  
うふうな判断もありまして、以上三つのようなな趣  
限を三号疾病について設けて、管理手当の支給を  
しようというようにしたわけでございます。

この範囲の認定の考え方の変更という点についてでございますが、そういうふうな事情で医学的な判断が主体になって認定されておりますので、今後のいろいろな医学的な研究の進歩といふようなものとのにらみ合わせの上では、将来において判断の立場が変更のある場合もあらうかと思ひますけれども、いまの段階ではそのような実態には遭遇しておりません。ただ、被爆当時に胎内にありましたいわゆる胎児でございますが、これについでは、昨年の医療審議会においても、これは小頭症でございますが、小頭症は原爆に起因をしている疾病であるという判断、過去の原爆傷害の研究者の中の研究の結論によつて認定患者の中に入れましたというふうなケースもありまして、今後は研究の過程において多少流動的なものはあるだらう、

○西岡委員 この特別手当受給資格者で生活保護を受けている認定被爆者は、御承知のとおり、重度の原爆による障害を受けた人たちであります。その医療上の必要からも相当の生活費が必要でございます。その上、貧困の原因は原爆による疾病であり、自己の責任によるものではないといふことは、十分配慮すべきであると考えるのでございます。したがいまして、生活保護の収入の認定ということについては、この点を十分御配慮の上善処されることを要望をいたすものでござります。

点は少なくとも制限を設けるべきではないといふうに私は考えるわけでございますが、この点について簡単に御説明をいただきたいと思います。  
○村中政府委員　ただいま御指摘の、政令による大臣の定める特定疾病と申しますのは、私ども事務的には三号疾病という名称を用いておりまして、この疾病の大部分は、たとえば心臓病であるとか、高血圧症であるとか、あるいはガンであるとか、中枢神経系の血管損傷、そういった一連のいわゆる成人病というものが非常に多いわけございまして、この成人病を一応ほとんど全部三号疾病というふうな取り扱いを現在いたしております。この対象といたしまして、第一点、高齢者に對象を設けたということにつきましては、一応私どもは六十五歳以上という考え方を持っておりま

○西岡委員 時間が参りましたので、最後に一項だけお尋ねをいたします。

介護費の問題であります。介護費の負担率が国費十分の八となつていいわけであります。残りは地方負担といふことになるようになつておりますが、これはなぜ全額国庫負担としなかつたのか、この点についてお考えを承りたいと思います。

○村中政府委員 介護手当の支給につきましては、ただいま御指摘のとおり一部地方公共団体の負担になつておりますが、この介護手当の創設につきましては、被爆者の関係の団体などから、あるいは地元県市からいろいろな要望がございまして、たとえばホームヘルパー、相談員のような制度が設けられないかというような要望がございまして、私どもその地域社会のそういう資源を活用す

ることによって、身体に不自由のある者、あるいは原爆に関連のある者、疾病のために介護を必要とする者に対する手当を考えることを実は思いついたわけでございます。そもそもの発想は地域社会の福祉というふうな趣旨からでございまして、この点は地方公共団体の自主的な仕事の中に一部はじむ性格があるというふうな判断で、地方の一部負担を設けたわけでございます。ただ、このことで地方の府県の財政状態を圧迫しない、過重な負担はかかるないといふうことについては今後配慮してまいりたい、こう思つております。

○大坪委員

関連で一言だけ。

原爆被爆者に対する援護の措置がだんだん進められておりますのは、私も非常に幸いだと思ひます。ちょうどその機会でもございますし、園田厚生大臣は、非常に積極的意欲を持って厚生行政をお進めなつておられる青年大臣であります。この機会に私は実例を申し上げて、厚生大臣としての特別の前向きの御措置を願いたいと思うのでござりますが、そういう御意図があるかどうかということを伺います。

実例をあげて申し上げます。これは厚生省等において、原爆被爆者であり現在病床に横たわっている等、現実に明らかになつておる人の援護措置でござりますから、これはこれでいいと思いますけれども、原爆被爆者であつて、そのためになくなつたと思われる人があるわけでござりますが、これが放置されているという実例がござります。私の郷里は佐賀県でございますが、佐賀県は長崎県の隣であります。終戦の間近になつて、中等学校の生徒が学徒動員で非常に長崎市内の学校に働きに出されておる。現場で死んだ人もござります。女学生で死んだのもござります。これは死んだのもごく普通でござります。ところが、佐賀市内のある私立女学校の生徒で、学徒動員で長崎に出て、三棟系統の某工場の地下工場で働いていた。そのときに原爆が落ちて、当時の模様を聞けば、ほとんど全員が昏倒したそうであります。であるが、間もなくみな逃げ出して宿舎に帰つた。それが御承

知のように八月九日であった。ところが終戦が十五日である。それまでは長崎におつたのであります。終戦になつて解散するようにして郷里に帰つたのであります。その後間もなく非常にからだの調子が悪くなつて、ふらふら病のようになります。そこで、久保田村といふ佐賀市の隣村ですが、そこで近所の医者に見てもらつた。このお医者さんは實際は痔のお医者さんである。それが、どうも少し胸がおかしいようであるが、しばらく静養しておきなさいといふので、静養しておつたけれどもなかなか快方に向かわない。したがつて佐賀市内の某病院に入れたのであります。その病院は現在もございます。それで、肺浸潤の診断を受けた二、三ヶ月入院しておつたが、快方に向かわないと伺います。

長い、長くかかるしといふので、自宅に引き取つて療養を続けていた。ところが、だんだんと頭の毛が抜けるし、まゆ毛も抜ける。本人は若い娘ですから、そういう状態で胸のぐあいも悪いし、からだの調子がよくないといふので、自然、精神異常的な状態になつた。やがて翌年なくなつておりました。その診断書を見てみますと、死亡診断書は肺結核兼精神異常と書いてある。二十前後の若き娘です。毛髪も抜け、まゆ毛も抜けるからだの自由がきかぬといふことになりますと、気も狂うでござりますから、これはこれでいいと思いますけれども、原爆被爆者であつて、そのためになくなつたと思われる人があるわけでござりますが、これからであるうと思ひます。それからであるうと思ひます。その私どもは想像いたされたら、もう少し早く死んでいたかもしれません。それが原爆のための死亡でないかといふので書類を出しまして却下された。それは死亡診断書がそうなつておるからであります。そこまでいよいよ死んでしまつた者はいま出てきておると思うが、なくなつた者等があれば知らしてくれといふような積極的な探求をしてでも、そういうものは追及してひとつ援護の措置を伸べてもらいたい、こう思うのでござりますが、園田厚生大臣どういうお気持ちでござりますか。そういう意欲をお持ちでござりますかどうか。こいねがわくは、そうしていただきたいと思うのであります。これをひとつ伺いたいと思います。

○園田国務大臣

ただいまお願ひしております

法律案は、御指摘のとおりに、現存者を対象とした特別の事態の救済であります。いま仰せられました、原爆が原因で死なれた方、その遺族、こういう方々に対しても、他の戦争犠牲者との均衡もありますが、原爆というものが特殊なものであつて、初めて日本が洗礼を受けた被災なんなりますから、何らかの措置を講じなければならぬものであるかということは、これは戦後二、三年の間わからなかつた。日本のお医者さんたちも十分済していただかなければならぬと思ひます。そこで私は思いますに、原爆症状がいかなるものであるかといふことは、これは戦後二、三年の間わからなかつた。日本のお医者さんたちも十分知つてないと思う。八田委員長なんか一番よくそこのほうの事情は御存じであります。これは福電丸事件から初めて原爆症状といふものが日本の医学

界にもわかつたといわれておるようなことでありますから、その前に死んだ者については実際にわからぬのじやないか。したがいまして、いま私が申し上げました実例のような例がほかにもあるのではないか。特に、勤労学生とか、あるいは従業工とか、国家の特別の措置、命令で出かけていくて、自由を失つて倒れた人たちの中に、そういう者がまだあるのではないかということを私は思ひます。でありますから、勤労学生にして、従業工としても、名前はわかつてゐるのでありますから、それぞれの部局で、原爆落下の当時長崎市近郊におつた者については追及をして取り調べる必要がある、そしてわかつた者の援護をやはり徹底する必要があると私は思ひます。それが非常に困難であれば、厚生省あたりで新聞広告等を出してでも、国家は今回こうして援護の措置を講ずることにしておるから、もしそれと思われるような者で、病気になつた者はいま出てきておると思うが、なくなつた者等があれば知らしてくれといふような積極的な探索をしてでも、そういうものは追及してひとつ援護の措置を伸べてもらいたい、こう思ひます。それが园田厚生大臣どういうお気持ちでござりますか。そういう意欲をお持ちでござりますかどうか。こいねがわくは、そうしていただきたいと思うのであります。これをひとつ伺いたいと思います。

○西岡委員

終わります。

○園田国務大臣

なお、この際御報告申し上げま

すが、けさほどの地震は北海道が震度六。たゞい

ます北海道、東北、関東の北に津波警報を出しまし

す。

○大坪委員

どうぞ積極的にお願いします。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

(理容師法の一部改正)

第一条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第二項中「従業者の氏名等」を「他の従業者の氏名その他必要な事項」に改め、同

条第二項中「規定により届け出た事項」を「規定による届出事項」に改める。

第十三条 第二項に規定する管理理容師その他

の従業者の氏名その他必要な事項」に改め、同

条第二項中「規定により届け出た事項」を「規

定による届出事項」に改める。

第十四条 第二項の二中「次条」を「第十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 第二項の三 理容師である従業者の数が當時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、

管理者(以下「管理理容師」という。)を置かなければならぬ。ただし、理容所の開設者

が第二項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

管理理容師は、理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならぬ。

第十四条第一項中「開設者が」の下に「、第十一条の三若しくは」を加える。

(美容師法の一部改正)

第二条 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「従業者の氏名等」を「第十二条第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項」に改め、同条第一項中「規定により届け出た事項」を「規定による届出事項」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。  
(管理者)

第十二条の二 美容師である従業者の数が常時二人以上ある美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者

(以下「管理美容師」という。)を置かなければならぬ。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

第十五条第一項中「開設者が」の下に「第十二条の二若しくは」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を

経過した日から施行する。

2 改正後の理容師法第十一條の三第一項又は改正後の美容師法第十二條の二第一項に規定する理容所又は美容所の管理理容師又は管理美容師は、改正後の理容師法第十一條の二第二項の規定にかかるわらず、昭和四十六年十二月三十一日までに、理容師又は美容師の免許を受けた後理容又は美容の業務に従事した期間が、三年以上の者であることを要せず、かつ、これらの規定による講習会の課程を修了した者であることと要しない。

3 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行するものとする。

4 経過措置として、前記一に規定する理美容所に置かなければならない管理理容師は、昭和四十六年十二月三十一日までは、理美容師の資格のみで足りることとすることとする。以上でございます。

簡単でございますが、概要を申し上げました。

この際、私は四党を代表いたしまして動議を提出いたしたいと思います。

お手元に配付しております試案を成案とし、こ

理容師又は美容師である従業者の数が常時二人以上ある理容所又は美容所には、これを衛生的に管理させるため、管理者を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

これを本委員会提出の法律案と決定されることを望みます。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○八田委員長 ただいまの橋本龍太郎君、河野正君、田畠金光君及び伏木和雄君提出の動議に対し発言があればこれを許します。——別に発言もありませんので、直ちに採決いたします。

橋本龍太郎君外三名提出の動議のごとく、お手

元に配付した草案を成案とし、これを本委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○八田委員長 起立賛成。よって、さよう決しました。

なお、法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

ら管理理容師となるときは、この限りでないものとすること。

二 前記一の管理理容師の氏名等について

は、届出をするものとする。

三 この法律は、公布の日から起算して三箇月

を経過した日から施行するものとする。

四 経過措置として、前記一に規定する理美容

○山田(耻)委員 提案をされましたが質問を行ないたいと存じます。

四月一日の衆議院の本会議におきまして、問題点をかなり明らかにして總理なり担当大臣の園田厚生大臣に所信を伺つたわけでございますが、本会議でござりますから、細部についてお尋ねする

ことが十分ではございませんでした。したがいまして、きょうはそうした意味を含めて、時間が十分ではございませんけれども、できるだけ中身についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、戦後二十四年たちまして、こうし

た援護にまつわる措置法が生まれてきましたのであります。

ですが、昭和三十二年に医療法が制定されました。

て、医療の部分については、臨床的な問題、多く

の問題がござりますけれども、一応の方向が確立をされた。被爆者なりあるいは国民の層の多くの方たちは、これは医療だけでは不足じゃないか、生活援護の分野にわたつていわゆる意を用いてあ

げなければ、悲惨な被爆者に対する十全な措置とは言えないではないか、こういう多くの世論が台

頭していたことは間違ひございません。しかし、

そうした世論というものに對して今回こういう一

つの措置が生まれ出たものだと思ひますけれど

も、中身はまだ十分だとは思ひませんけれど

も、厚生大臣の御努力に對しては敬意を表したい

と思います。ただ、被爆者の人たちが要求をして

おる生活援護の各分野、それから、多くの後遺症

を残しておりますから、年金制度の問題、第二世

に対する具体的な援護の問題、こうした問題とい

うものは、いまだ放置をされております。こうい

う問題が放置をされているということは、ある意

味では画面上を欠くということになることは当然でございます。

そこで、厚生大臣としては、この措置法とい

うものがまだまだ十分でないということは、本会議

でも答弁いたしましたけれども、こうした各般

の問題点について、この措置法成立と同時に積極

的に取り組んで被災者の期待にこたえていく決意

があるかどうか、まずそれをひとつ冒頭に伺つておきたいと思います。

○園田国務大臣　いま御指摘のような各般の問題は、被災者のみならず、国会でもしばしば各位から御指摘をいただいておりますから、この法律案

○山田(駐)委員 を第一歩として早急にそういう問題について検討を進めていく決意でございます。

○山田(駐)委員 そこでこれから具体的な御検討をお願いすることになるわけでありますけれども、前提となるこの認識のしかた、原爆被爆者というものが国家補償で救済されるべきものであるが、社会保障で救済されるべきものであるかという、この前提の認識がきわめて重要になります。この問題について、どういう立場で考えていくのが至当であるかという点について、ひとつお伺いしておきたいと 思います。

○中村委員 気象の役人による他國の主張の意見

被害といふものは、これは史上に絶するものがあることは、私自身十分承知をいたしております。こういう被爆者の措置につきまして、国家的な給付といふものを中心にしてやるべきなのか、あるいは全般的な社会保障制度の中で考えていくべきなのかという点についての御質問でござりますが、私は、国家給付的なそういう立場といふのは、具体的な例を申しますと、学徒労働員とかあるいは軍隊、そういうふうな国家と雇用関係が成り立つて行なっているといふような形の中では國家給付といふのが行なわれるものだと理解をいたします。しかしながらいまして、原爆の投下によつてそういうふうな国との関係のない一般の地域住民に対して被害をうけた、これを国家給付の中で処理をするといふことは、私は、必ずしも適當ではない、むしろ住民の権利を侵害する行為であると考へております。

**○山田(恥)委員**　國との雇用関係がなかつたか  
國家補償といふ立場ではなかなか見にくく現状に  
ある。問題は、もつと掘り下げれば、國益に寄与す  
たかどうかという議論がかつては議論された時代  
がござります。たとえは引き揚げ者の在外財産を

問題は国益と関連をして考えられた。この問題に

いきました。雇用關係とは別に個人主義から見て、その結果として、少くとも當時昭和十九年、二十一年、國家総動員法によりまして、國民はがつちりと國の権力構造の中で戰争という目的に結集され、いたことは間違いございませんよ。軍隊だけ

○國田國務大臣　　当時のいろいろな形態及び国家の国民に対するいろいろな問題からすればお指図のとおりでござりますが、今回の法律は、諸般の問題から社会保障制度の一環としてお願ひをしたいと思います。

補償の立場も前提に置いて、諸般の情勢、常識論から検討を進めてまいりたい。こういうようにはつきり理解してよろしくうございますね。

○園田国務大臣　そのように御理解願つてけつこうでござります。

○山田(耻)委員 今回の特別措置法は、おひやでござります。  
しゃっていいますように、社会保障政策の立場からお  
お考えになつた。そのために、私が言ったよ  
に、年金が漏れているし、後遺症に対する措置が  
漏れているし、葬祭料はこれから詰めていきます。  
すしそう、喪弔料なども漏れてます。去井委員

なれど先ほどの北海道の地震は予想外に大きかった  
ような気がいたします。札幌—東京の電話は不通  
でございます。それから、津波は5メートル程度  
の津波かと想像されますが、宮古にすでに第一波  
が参りました。詳細は、いま書きまして回覧をいた  
たします。

上にありませんよ。こういうようなものが漏れで  
いった理由は何かと言えば、社会保障政策の立場  
がとられたからですよ。だから私は不満なんんで  
す。国民も不満なんですよ。それをただしていは  
れども、麥秀はたものか済んでしまつて

から御検討いただけるというお話をございましたので、私の持ち時間はあと三十分ばかりでござりますから、中身を詰めていきたいと思います。

ば、いわゆる國益に貢献がなかつた、もつと具佐  
的といふべき關係が存在しなかつたというのだが  
御理由のようですから、私はそんなことはござ  
ませんよと、當時の法律を私がお出ししてもい

したが、いまの国家補償の立場から御検討いただ  
くという立場を通して進めてまいりますと、死没  
者調査が当然前提に出てまいります。死没者調査  
については、厚生大臣から、国会で前向きで検討

けれども、政府の立場で御検討いただいたうえで御理解いただけたことだと思う。そういう立場から申し上げておるわけです。

○村中政府委員　死亡者の実体につきましては、してまいりたいといふ御返事をいたしましたが、おやりいただけるものかどうか、お伺いいたします。

いかがですか、この点はいわゆる國家補償の立場に立ち得ることも前提にして検討してみ——それは当時の法律論争をやつしていくば、さういふから云ふべき事であります。

た  
立  
先ほど西園委員の御質問に大臣が御答申し上げられました。しかし、被爆当時の世帯構成が現在では全く把握  
しができない。すっかり変わってしまっておりま  
す。さらに死因が被爆によるものであるかどうか  
は、直接被爆の段階によつて死亡された方は別と  
か

かり微妙なものが出でてくるのですから、そんレシテ、こととも怠頭に置いて検討していくたい、といふ御事はいただけませんか。

いたしまして、その他の死亡者との区別がいまは非常に困難である。そういうふうなことから、いまの時点で死亡者の調査ということは、事務的に私は非常に困難だというふうに判断をいたしました。

考えるべきことであつて、とりあえずはこうしたことを見たしましたが、やはりそれを前提にいろいろ検討を進めていくべきであるとは考えられます。

○園田國務大臣　いま事務當局から申し上げましたように、困難ではありますが、困難だからといってほうておくわけにもまいりませんので、

卷之三

八

問題の性質上、何とか方法を講じて、先ほどの御意見もありましたから、検討を進めていきたいと思います。

ただ、局長に少しお願いしておきたいのは、瞬間にしてなくなつた人の数がまだ明確ではございませんけれども、これの調査は、直接被爆による死亡ということで比較的可能である。ところが、被爆以後昭和三十二年までを一区切りとして、医療法が制定され被爆者手帳が交付されたそれまでを一区切りとしての調査というものは、死因が不明確であつて、被爆者でありながら交通事故で死んだ、こういうふうな者もあるかも知れない。こういうものを調査することはむずかしい、それは私もある程度肯定いたします。しかし、昭和三十二年以降は被爆者手帳を持っておりますから、これは各県段階で登録された名簿ができるおりまです。しかも診療簿は五年間保存というふうに法律できまつております。したがいまして、三十二年以降の調査はきわめて可能である。

問題はこの調査を進めていくのに、交通事端で死んだとか、どういう病名で死んだとか、どこに死因があるのか、こういうことの判定がむずかしいということは、だからこそ調査をしてほしいのです。たとえば昭和二十五年から昭和二十六年の調査を見ますと、白血病患者が異常にふくれてきました。広島・長崎では原爆を受けない人の約四百倍という医学データが出ております。そして昭和三十五年、昭和三十六年、この二年間の調査を見ますと、食道ガン、甲状腺ガン、こういうガンの関係は、原爆を受けない人の四倍というデータが出ております。問題は、原爆を受けて一瞬死ななくて、それからずっと生き残った人たちはどういう病気にかかって死んでいったかということと、そのことを明確に資料に基づいて考察をすることは、今日生きておる三十余万の人たちの将来の後遺症を見つけることができるのです。だから、ただ単に、死亡者調査をするということを行

政上技術的に困難であるとか、あるいは容易であるとか、こういう技術論以前に、日本の政府として、行政官厅として、果たしていかなければならぬ大きな使命があるはずなんです。その死没者調査をすることによって、原爆というものがどういうふうに後遺症を残し、どういう死没理由を多く持っているかということが明確にされるということは、これから臨床学上きわめて重要なことになります。だから、そういう必要度を御理解いただくと同時に、技術的には三十二年以降にさきわめて可能なんです。瞬時のやつも可能なんです。だから、昭和二十年から昭和三十二年までの、この間の死亡層に対しても具体的にどうしたら可能かということを、國勢調査の時点を含めて御検討いただければ、私は大臣がおっしゃるように不可能じゃないと思います。この点について、ひとつ衛生局長も、どうですか、御協力いただくて、いう御返事がいただけませんか。

ります。治癒したあとで、認定の疾病が一応医療機関から切り離された状態においてなくなられた場合には、これは死亡診断書によつて把握すること以外には方法がないような、そういう感じがいたします。これも御指摘のように、実際におまかはやつてみなければわかるかどうか言えないのであります。大臣のお答えもありますし、困難ではありますけれども、アプローチについて検討させていただきたい、こう思います。

○山田(耻)委員 局長少し私の質問がよくのみ込めていないじやないかと思います。私が申し上げているのは、原爆に起因する死者であるかどうかということを調べなさいと言つてあるんじゃないのですよ。原爆の被爆者で死因は何であったかといふことをお調べになることは、これから後の後遺症の研究なり生き残っている者にとつてきわめて大切である。直接被爆で死んだ者はこれははつきりしているわけです。原爆被爆の以後、原爆患者でどういう病名で死んでいったか、これが直接被爆にどういう関係があるかということは、医学上研究される問題なんです。ただそれがグループとして、いわゆる白血病で死んだのが一番多いのか、食道ガンで死んだのが一番目、肺ガンが三番目、いろいろ調査の結果出でてくるでしよう。そういう立場でひとつおやりなさい。三十二年までがちょっとと困難だけれども、これはやつていただきたい。三十二年以降は、これは原爆手帳がござりますし、そして診療所なり指定医には五年間書類がみな保管してございますから、こういうものをお調べになればこれは容易にわかることなんですから、そういう調査をおやりになつて、これを死没者調査という立場から、いろいろ困難があつてもやり切つていただく。厚生大臣は、困難だけれどもやつてみよう、こういう御返事をいただいておるわけですから、あなたも、これが被爆に起因しておるかどうかということのみをきわめようとする死没者調査、そんなものは別な立場から考

れるべきである。いま私が申し上げておるのは、被爆者の調査をしてほしい、こういうことですら、そう理解していただきたいと思います。  
それでは次に中身について入ってまいりたいと思います。  
一つは葬祭料の問題でありますけれども、こよざいました。たいへん明るい気持ちに被爆者はなまざで詰めていこうとは思いません。思いませんが、やはり対象ということは大事なことであります。  
さつき大坪議員の質問に対しても、葬祭料の中でも検討しておるわけであります。問題は、ここで金額をどう定めますか。あるいはそうではない国益と無関係であったとして、あるいはそうでない人を含めて、葬祭料の中でも検討してまいりたい、こういうお話をございました。たがいまして、そういう御答弁をいたしたいとすれば、いわゆる直接被爆以後で生きるだけ精査が整えば、そういうものに従つて葬祭料を出していかたい、こういうふうに受け取つてよろしゅうございますか。  
○**畠田国務大臣** 葬祭料の問題は、先般山田委員が質問をされて、総理が直接答弁をされ、私も答弁をいたしました。その後、私にも大蔵大臣とも總理から指示がありまして、私と大蔵大臣が相談をいたしまして、今年度は無理だから明年度の予算でやろう、それをお互いに事務当局における方針とす、こういうことで事務当局にまず検討を命じておるわけでございます。  
○**山田(耻)委員** そういたしますと、昭和四十四年四月一日から実施の段階に入る、そういう予算措置も行なう、こういうふうに理解してよろしゅうございますね。  
○**村中政府委員** 葬祭料の措置につきましては、ただいま大臣も御答弁申し上げましたが、次の機会を一応の目標にいたしまして私ども作業を進みたい、こう考えております。  
○**山田(耻)委員** それから、大蔵省見えておりませんが、さつき大臣のお話などで述べられておるわけですね。

れるべきである。いま私が申し上げておるのは、被爆者の調査をしてほしい、こういうことですら、そう理解していただきたいと思います。  
それでは次に中身について入ってまいりたいと思います。  
一つは葬祭料の問題でありますけれども、こよざいました。たいへん明るい気持ちに被爆者はなまざで詰めていこうとは思いません。思いませんが、やはり対象ということは大事なことであります。  
さつき大坪議員の質問に対しても、葬祭料の中でも検討しておるわけであります。問題は、ここで金額をどう定めますか。あるいはそうではない国益と無関係であったとして、あるいはそうでない人を含めて、葬祭料の中でも検討してまいりたい、こういうお話をございました。たがいまして、そういう御答弁をいたしたいとすれば、いわゆる直接被爆以後で生きるだけ精査が整えば、そういうものに従つて葬祭料を出していかたい、こういうふうに受け取つてよろしゅうございますか。  
○**畠田国務大臣** 葬祭料の問題は、先般山田委員が質問をされて、総理が直接答弁をされ、私も答弁をいたしました。その後、私にも大蔵大臣とも總理から指示がありまして、私と大蔵大臣が相談をいたしまして、今年度は無理だから明年度の予算でやろう、それをお互いに事務当局における方針とす、こういうことで事務当局にまず検討を命じておるわけでございます。  
○**山田(耻)委員** そういたしますと、昭和四十四年四月一日から実施の段階に入る、そういう予算措置も行なう、こういうふうに理解してよろしゅうございますね。  
○**村中政府委員** 葬祭料の措置につきましては、ただいま大臣も御答弁申し上げましたが、次の機会を一応の目標にいたしまして私ども作業を進みたい、こう考えております。  
○**山田(耻)委員** それから、大蔵省見えておりませんが、さつき大臣のお話などで述べられておるわけですね。

るのであります。今度の法律で、認定患者に対する特別手当一万円、こういうことに法律上なったわけですが、生活保護、いわゆる非常に低い所得の人々に対しては収入認定をすると、まことに理解できないようなことになつて、それを少し厚生大臣御相談なつて、半分程度くらいは収入認定をしないというふうな模様であるというふうに言われておるのですけれども、そういうことです。

○辻説明員 先ほど西岡委員の御質問に対しても、会局長からお答え申し上げましたように、現在の生活保護法のたてまえから申しますと、一応收入として認定をするということに相なるかと思いまが、別途生活保護制度におきまして、厚生省では新たな加算制度を検討しておられるよう聞いておりますので、厚生省から相談がござりますれば、いろいろこの制度の趣旨なり他とのバランス等も勘案いたしまして慎重に検討してまいりたい、かようになります。

○山田(耻)委員 これから御相談で検討したいということで、ありがとうございます。

そこで御相談なさる基礎をいまお聞きしたいのですが、確かに生活保護世帯は、東京で一日去年で百二十円、ことし一二三円ぐらい上げたのでございましょうから、百五十六円というところでござりますね。一食五十二円でございます。生活保護世帯がどれだけ苦しいかということは、朝日訴訟の問題でもよく議論されてきたところです。まさに日本の憲法のいう文化的で最低の生活を保障する、それが一食五十二円か、うどん一ぱいで終わり、こういうふうなものがどうかという議論は、今までいろいろな分野でされてまいりました。私はこの法律は、原爆の被爆者、特にありますをも知れないと認定患者に対しても、そういう生活保護世帯である人々は、まさに言語に絶する生活をしております。その人たちに対し、この法律の趣旨は、気の毒だから一日三百三十円程度、これでリンゴとか卵とか栄養をとつて、そして生活の足しにしてほしい。医療上の

問題、生活保護の問題、両方この中には含まれておると私は思います。含まれておる。そうして定められて、一体一万円を収入認定するというこの程度くらいは収入認定をしないといふうな模様であるというふうに言われておるのですけれども、そういうことです。

○辻説明員 先ほど西岡委員の御質問に対しても、会局長からお答え申し上げましたように、現在の生活保護法のたてまえから申しますと、一応收入として認定をするということに相なるかと思いまが、別途生活保護制度におきまして、厚生省では新たな加算制度を検討しておられるよう聞いておりますので、厚生省から相談がござりますれば、いろいろこの制度の趣旨なり他とのバランス等も勘案いたしまして慎重に検討してまいりたい、かようになります。

○山田(耻)委員 これから御相談で検討したいということで、ありがとうございます。

そこで御相談なさる基礎をいまお聞きしたいのですが、確かに生活保護世帯は、東京で一日去年で百二十円、ことし一二三円ぐらい上げたのでございましょうから、百五十六円というところでござりますね。一食五十二円でございます。生活保護世帯がどれだけ苦しいかということは、朝日訴訟の問題でもよく議論されてきたところです。まさに日本の憲法のいう文化的で最低の生活を保障する、それが一食五十二円か、うどん一ぱいで終わり、こういうふうなものがどうかという議論は、今までいろいろな分野でされてまいりました。私はこの法律は、原爆の被爆者、特にありますをも知れないと認定患者に対しても、そういう生活保護世帯である人々は、まさに言語に絶する生活をしております。その人たちに対し、この法律の趣旨は、気の毒だから一日三百三十円程度、これでリンゴとか卵とか栄養をとつて、そして生活の足しにしてほしい。医療上の

てまいりたい、こう考えます。

○山田(駄)委員 一部負担の現状、次の法改正のときによりたい、ありがとうございます。

ときにやりたい、ありがとうございました。

次に、広島、長崎に養護ホームができるまいつておりますが、この広島、長崎の地元負担とい

ものが、被爆者が非常に多い関係もございますけれども、かなり多いわけです。この点については、できるだけ地元負担を軽減をして、国であります。

どうを見てあげてほしいという要望がかなり出でるわけです。地方財政等も関係をいたしまして、こういう問題についてひとつチェックをして

いただく。それから、今度は逆に広島、長崎以外の地方自治体、これはまるきり無関心だ、こういうふうなことで、これまた逆に意見も出てくるわけなんです。したがいまして、こうした原爆被

爆者に対するいろいろな施設の充実なり、あるいはそうした団体に対する国の助成が完璧であれば、そういう状態が出てきておるわけなんです。

したがいまして、この間、本会議でも自治大臣に

ますけれども、それが完璧でございませんために、広島、長崎は地元負担がかさんでくる、そ

して他県のはうは全然めんどうを見てもらえな

い、こういう状態が出てきておるわけなんです。

したがいまして、この間、本会議でも自治大臣に

で可能な限り振り向かれていない地域に対しても

措置をいただくよう、と言つて自治大臣に答弁

を願いましたら、積極的に前向きでやろう。最近

は前向きが非常にやるようござりますが、前

向きでやろうという話でございました。ただ、こ

こでは具体的に、広島、長崎については地元負担

が大きすぎる、これらについては國のほうでそ

した負担を緩和していくための具体的な措置、こ

ういうものを講じていただけるように積極的な検討をお願いをしたいと思いますが、いかがでござ

りますか。

○中村政府委員 被爆者の養護施設及び運営に対

する経費の問題でございますが、基本的な考え方

といたしましては、こういう施設が、その地域の

社会を中心とした社会福祉施設であるといふう

な基本的な判断が一点あるわけでございますが、

若干の地域の負担はやむを得ないといたしまして

も、これが過重負担にならないような、そういう

軽減についての検討は私どももいたしたい、こう

考えております。

○山田(駄)委員 御答弁を具体的実施に移してい

ただきますように強くお願いしておきます。

それから、沖縄に被爆者が百名近くいるわけで

ござります。この問題につきましては、昨年沖縄

に七百万の手当がなされておりますけれども、実際に沖縄の現状を見てみると、約半

分しか使われていない、こういう事情があると

伺っております。問題は、沖縄の健康保険制度の

あり方というものが日本の状態と違つておる。あ

と払制度であつたりして制度的にはかなりきびし

い。そのため貧しい人はからない、立てかえ

る金がないということで、半額程度残されたもの

だというふうに側面的な見方もできるわけであり

ます。そこで、こうした沖縄の方々の実情を勘案

をして万全の対策を講じていただけ、ひとつそ

ういう附帯決議をいただきたいと思うのですけれ

ども、厚生省のほうとしても、十分用意を持って

ましても、実施要綱の中ではとんどそのとおり処理

されているということでござります。

○山田(駄)委員 時間がまいりましたので終わります。

いろいろと御援助いただきまして、しかも積極的

に取り組んでいただくという立場の御表明をいたしました。

申し上げましたように、やはり問題点は、この

措置法の立法の精神、いわゆる社会保障が国家補

償か、こういう一つの問題点については、ある意味では大きなファクターになると思いますけれども、実際には沖縄の現状を見てみると、約半

分しか使われていない、こういう事情があると

伺っております。問題は、沖縄の健康保険制度の

あり方というものが日本の状態と違つておる。あ

と払制度であつたりして制度的にはかなりきびし

い。そのため貧しい人はからない、立てかえ

る金がないということで、半額程度残されたもの

だというふうに側面的な見方もできるわけであり

ます。そこで、こうした沖縄の方々の実情を勘案

をして万全の対策を講じていただけ、ひとつそ

ういう附帯決議をいただきたいと思うのですけれ

ども、厚生省のほうとしても、十分用意を持って

い。一億人に当たらなければならぬということに

なりますから、極端に言えば、しかしながら、爆風、熱風を受けて瞬間に死没した人以降につい

て、いま山田委員が指摘されたようなことについ

て、たとえば原爆症というふうに認定をされる、そ

ういう病気によつて死没した人、こういうものについて調査できるかどうかということが一つ問題があります。非常にむずかしい問題ですが、し

かし何とかひとつ努力する道はないか。

それからもう一つは、広島においてもやられて

おるし、長崎は私はよく存じませんが、あの爆心地を中心としまして、原爆を受ける直前の世帯調

査、それと、その中にどういう名前の人人が住んで

おったかという調査をいまやつておるわけです。

個別的に戸口調査をやつておるわけです。そ

う町内会の地図を書いておるわけです。ただしそ

おるし、長崎は私はよく存じませんが、あの爆心

地を中心としまして、原爆を受ける直前の世帯調

査、それと、その中にどういう名前の人人が住んで

おったかという調査をいまやつておるわけです。

おつたかという調査をいまやつておるわけです。

のです。これは、まぼろしのフィルムじゃないけれども、これをやはり政府としてアメリカにかけ合つてもらえないだろうかという議論をしたことが私はあるんです。これは善処しようという答弁であったと私は思うのです。だから大臣、この問題は外交ルートを通じまして——まぼろしのフィルムの問題については、ああいうふうに上映についてはいろいろ議論がありますが返ってきておるわけですが、当時の広島、長崎の米穀通帳が返つてしましました——これは、被爆の実態を調査しようと思ったアメリカが、これはよりどころになるというので持つて帰ったあれがあるわけですから、外交ルートを通じてこれの返還方を求めて、そしてあるならば返還をしてもらつて、それをやはり分析をするということ等を通じてやりますと、これはかなり死没者の調査というものが、その当時の瞬間的なものについて、あるいは一、二ヵ月後になりますか、そのものについてはできる可能性があると思うのです。この間の事情を知つておられる人があれば御答弁いただきたいのですが、しかしこれは大臣のほうで外務省のほうへ連絡をいただいて、外交ルートを通じて、やはり死没者の実態調査をやるという一つのよりどころとして活用する道を開いてもらいたい。要望しておきます。

○園田国務大臣 さつそく外交ルートを通じてそのように措置いたします。

○大原委員 もう一つ。これは第二の質問ですが、認定被爆者と特別被爆者の関係なんですね。今回の措置については、私は確かに一步前進であると思うのですが、しかし、認定被爆者だけのことではないかといふことのいろいろな不満や議論がある。そこで、認定被爆者の認定ということですね。特別被爆者の中でも認定被爆者が四千二百四十一名ですか、現在においてあるわけですが、この認定の方法を再検討をしてもらいたいということですね。その問題に関係しまして、特別被爆者の

のです。これは、まぼろしのフィルムじゃないけれども、これをやはり政府としてアメリカにかけ合つてもらえないだろうかという議論をしたことが私はあるんです。これは善処しようという答弁であったと私は思うのです。だから大臣、この問題は外交ルートを通じまして——まぼろしのフィルムの問題については、ああいうふうに上映についてはいろいろ議論がありますが返つてきておるわけですが、当時の広島、長崎の米穀通帳が返つてしましました——これは、被爆の実態を調査しようと思ったアメリカが、これはよりどころになるというので持つて帰ったあれがあるわけですから、外交ルートを通じてこれの返還方を求めて、そしてあるならば返還をしてもらつて、それをやはり分析をするということ等を通じてやりますと、これはかなり死没者の調査というものが、その当時の瞬間的なものについて、あるいは一、二ヵ月後になりますか、そのものについてはできる可能性があると思うのです。この間の事情を知つておられる人があれば御答弁いただきたいのですが、しかしこれは大臣のほうで外務省のほうへ連絡をいただいて、外交ルートを通じて、やはり死没者の実態調査をやるという一つのよりどころとして活用する道を開いてもらいたい。要望しておきます。

○園田国務大臣 さつそく外交ルートを通じてそのように措置いたします。

○大原委員 もう一つ。これは第二の質問ですが、認定被爆者と特別被爆者の関係なんですね。今回の措置については、私は確かに一步前進であると思うのですが、しかし、認定被爆者だけのことではないかといふことのいろいろな不満や議論がある。そこで、認定被爆者の認定ということですね。特別被爆者の中でも認定被爆者が四千二百四十一名は将来の問題といたしまして、現在の処理は、それは将来的問題といたしまして、現在の処理は、そういう形で特別被爆者の中でも、明らかに原爆に起因していないといふことのほうが、被爆者の実相を究明することと治療を合致させる意味において、これは原爆に起因しているという判定に入れる場合もあるいはあるかもしませんが、それがやはりあるのです。非常に狭い範囲じゃないかという議論があるのです。

そこで、認定被爆者の認定ということですね。特別被爆者の中でも認定被爆者が四千二百四十一名ですか、現在においてあるわけですが、この認定の方法を再検討をしてもらいたいということですね。その問題に関係しまして、特別被爆者の

うち認定被爆者は、放射能その他原爆に起因する

ところがはっきりしている者で、御承知のとおり幾つかの病気を指定をいたしておるわけですね。それから特別被爆者は、放射能の影響——起

因とは言わないで影響というふうにきわめて範囲

を広くやつておる。これは提案趣旨説明にもあるとおり、影響ということ。その認定被爆者と特別

被爆者のそういう差が一体どこにあるかという点について、局長も専門的な方ですけれども、これ

はまずひとつお答えをいただきたいと思う。

○村中政府委員 認定被爆者、特別被爆者の判断

の点についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり、特別被爆者と一般被爆者との区別につきましては、爆心地からの距離の問題、それから入

市との時期の問題、それからそういうふうな原爆の放射能を多量に浴びたような仕事に従事していたかどうか、あるいはまた被爆当時胎内にいたかどうか

うかというふうな観点から、特別被爆者と一般被

爆者とを区別いたしておるわけでござりますが、

特別被爆者と認定被爆者の区別につきましては、

「委員長退席、田川委員長代理着席」

この認定の方法につきましては、先般も、ただいまいろいろ御指摘がございましたけれども、医

療審議会の中で学問的な判断で認定をきめている

わけでござりますけれども、今後学問の進歩、研

究の向上、成果というふうなものとのからみ合ひ

ないといふふうな判断のものが、研究の成果に

よつて、これは原爆に起因しているという判定に

因しているという判断、認定を審議会でされたも

のが認定患者になるわけでございます。

○大原委員 これは質問の順序を少し変えますけ

ども、つまり医療審議会は、あといろいろとま

た議論になると思うのですが、現行法による医療

審議会のメンバーを、たとえば広島の原爆病院長

や長崎の原爆病院長や、たとえば先般沖縄の被爆

者調査団長として政府が派遣いたしました原田東

眠氏というふうな、だれが見てもそういう学識経

験を戦後ずっと占領期間中持つているような、そ

ういうものを、認定被爆者の中へ入れて、やは

り医者の専門的な見解もあるのですが、しかし、

臨床経験その他被爆者の実態に触れたところの意

見というものを、認定被爆者の中へ入れていく。

ましては、爆心地からの距離の問題、それから入

市との時期の問題、それからそういうふうな原爆の

放射能を多量に浴びたような仕事に従事してい

たかどうか、あるいはまた被爆当時胎内にいたかど

うかというふうな観点から、特別被爆者と一般被

爆者とを区別いたしておるわけでござりますが、

特別被爆者の中でも、原爆に起因した疾病であると

いうふうな認定がされた者が認定被爆者になる。

〔委員長退席、田川委員長代理着席〕

この認定の方法につきましては、先般も、ただいまいろいろ御指摘がございましたけれども、医

療審議会の中で学問的な判断で認定をきめている

わけでござりますけれども、今後学問の進歩、研

究の向上、成果というふうなものとのからみ合ひ

ないといふふうな判断のものが、研究の成果に

よつて、これは原爆に起因しているという判定に

因しているという判断、認定を審議会でされたも

のが認定患者になるわけでございます。

○大原委員 ただいま御指摘ございました

が、任期の問題もありますけれども、医療審議会

の構成につきましては、御趣旨をよく頭に入れま

して今後考えてまいりたい、こう思います。

○大原委員 第二項にも関連するのですが、たと

えればいま問題になつてゐるのは、原爆を受けた者

は何キロ以内、こういいましても、遮蔽物がある

かないか、距離はどうか、向かっている方向はどう

か、こういうふうなこと等で、個人個人で非常

な差があることは御承知のとおりです。その原爆

に起因するという中で、たとえばガンの中で肝臓

ガンは入つておるが胃ガンが入つてないというの

はおかしいじやないかという議論がある。あるい

からの検討をいたしております。

後段の、疑わしきを排除しているのではない

か、そういうきらいがないかという点のお尋ねで

おり幾つかの病気を指定をいたしておるわけです

が、それから特別被爆者は、放射能の影響——起

因とは言わないで影響というふうにきわめて範囲

を広くやつておる。これは提案趣旨説明にもあるとおり、影響ということ。その認定被爆者と特別

被爆者のそういう差が一体どこにあるかという点

について、局長も専門的な方ですけれども、これ

はまずひとつお答えをいただきたいと思う。

○村中政府委員 認定被爆者、特別被爆者の判断

の点についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり、特別被爆者と一般被爆者との区別につきましては、爆心地からの距離の問題、それから入

市との時期の問題、それからそういうふうな原爆の

放射能を多量に浴びたような仕事に従事してい

たかどうか、あるいはまた被爆当時胎内にいたかど

うかというふうな観点から、特別被爆者と一般被

爆者とを区別いたしておるわけでござりますが、

特別被爆者と認定被爆者の区別につきましては、

「起因する」と言いましても、「起因する」と

いうその項目の査定についていろいろ議論がある

かと思うことが一つ。

それから、その際に医者の専門的な見解がある

ようですか、そういうことが私は必要ではない

かと思うことが一つ。

それから、その際に医者の専門的な見解がある

ようですか、そういうことが私は必要ではない

かと思うことが一つ。

それから、その際に医者の専門的な見解がある

ようですか、そういうことが私は必要ではない

かと思うことが一つ。

○村中政府委員 原爆医療審議会の構成につきま

しては、ただいま御指摘ございました

が、任期の問題もありますけれども、医療審議会

の構成につきましては、御趣旨をよく頭に入れま

は胃かいようや十二指腸かいようもなかなか区別をつけがたいし、これを入らるどうか、こういいう議論があるのです。それから原爆白内障の筋の引き方が非常にシビア一過ぎるじゃないか、こういう意見があるのです。これはやはりもう少し実情に沿うように広げてもらいたい、こういうような意見もあるのです。それからやはり肝臓障害について、たとえば肝硬変の場合も入れらるどうだという議論もあるわけです。たとえばその中で一つの例をいふと、胃ガンはなぜ入れないのかと申すことがあるわけです。白血病や白内障は被爆直後ずっと出てきたのです。それが山を越えて少し少なくなった。今度はガンの系統が多くなつた、こういうことがあるわけです。それからABCなんかも加えて——これはいろいろ問題があるのですが、ABCなんか加えて調査をしたデータによります。ABCなんか加えては肝癌なんかでしたら、普通の人よりも大体二倍くらいは発病率が高い、こういいうわけです。ですから、そういうふうなのは、あらゆる機能に対して放射能が浸透した場合に、いろんな促進現象や、あるいは病気の原因になると思うのです。ですから、そこらについては、私はやはり認定被爆者の範囲を再検討してもらいたい、こうしたことなんです。

○村中政府委員 認定被爆者としての取り扱いの問題についての再度のお尋ねでございますが、たとえば、御指摘になりました原爆による白内障といふ、いうふうなものを非常にシビアに取り扱つて、いるきらいがないかという点につきましても、これは眼科の専門医がこの委員の中に参加をしておりまして、私も横で拝聴しておりまして、先ほど申し上げましたが、明らかに起因していないといふうな判断ができる者については排除いたしますけれども、ベンディングあるいはそのそれそれといふうなものについては、患者としての認定の中に入れて從来も扱つていると私承知いたしております。ガンの認定につきましても、先ほど来て胃ガンを入れるのはおかしいじゃないか、こ

は判断できないというふうな場合を除きましては、肝臓ガンにいたしましても、あるいは食道ガンや肺ガンにいたしましても、原爆に起因するといふ認定の中に入れて処理されているわけございまます。お尋ねのような趣旨もございますし、基本的な問題といたしましては、原爆症という單の病名はないのだというのが学者の通説でございます。そういうところから、症候が幾つか重なつて、原爆が原因で肝臓病になつたり、あるいは心臓病になつたり、循環器系の疾患になつたりする、あるいは消化器系の疾患になつたりするというのが現在の学者の通説であります。そういうふうな單一の病名でないという判断をいたしますと、それから由来するいろいろな病気といふものは、陰に陽に被爆者については原爆と関係があるといふ議論があるわけです。ですから、そこらについては、私はやはり認定被爆者の範囲を再検討しておられるのであります。なお御趣旨の点につきましては、今後も審議会その他で私からも御発言を申し上げたい、こう考えております。

○大原委員 私が申し上げましたのは、肝臓ガンが入つてゐるのに胃ガンは入つてない。そ

うことは、私は、今までの研究成果といふもの

を取り入れながら、被爆者の実態といふものを取

り入れながら措置する方法を考えもらいたい、

このことです。その中で一つの例は、たとえ

ば胃ガンなどといふものは、悪性腫瘍の中におい

ては、これは放射能を浴びたという条件のある人

については認定被爆者として認定すべきじゃない

か、例として申し上げたのであります。

○村中政府委員 胃ガンの問題につきましては、

これも大原委員の御承知のとおり、いまの放射線

医学界の中では、單一の胃ガンという病名だけで

は原爆に起因するといふうな判定が困難であ

る、そういう中に入つてゐるようく承知いたして

おります。

ただ問題は、先ほど申し上げておりますよ

うとだけれども、一つの例を言つておるのであります。

肝臓ガンやその他のガン、悪性腫瘍を入れてお

いて胃ガンを入れるのはおかしいではないか、こ

ういうのです。それらの問題についても、一定の

健康管理手当のところでも出てまいりましたが、

特定の疾患というのはほとんど全部成人病——最

近の原爆の被爆に起因する疾患の中にも、白血病

をはじめガン関係の患者の認定がずいぶん出てま

ります。单一の疾病であつて、これが学問的に判

断をしてもどうしても起因するといふうなこと

が判断できません。胃ガンが単独に出てまいつてお

ります。だから、これはどこまでも学問的

な判断だといふうに御理解いただきたいと思

ます。

○大原委員 これは、このくらい議論すると厚生

省がれば——あなたの言われたように、單の

原爆症といふものはない、放射能の影響といふも

のが身体にどうあらわれるかといふことが問題な

んです。「これは、厚生省の公衆衛生局企画課が編集

いたしました「原爆医療必携」の中の四六ページ

に、「特別被爆者は、原爆放射線を多量に浴びたた

めに、その影響で、一般的に負傷又は疾病にかか

りやすく、かかつた場合には治めしにくく、ま

た、負傷又は疾病にかかつたことによりいわゆる

原爆症を説明するおそれがあることにかんがみて

設けられたものである。」こういつて解説書にも

書いてあるのです。だから、これは特別被爆者

のことを書いてあるのですが、認定被爆者と隣合

われみたいなものであつて、放射能の障害として

はなかなか区別ができないのではないか、こうい

う議論があるわけです。だから、昭和三十二年以

来十年余りたちますが、十年一日のごとくシビ

アにしないで、「起因」する、こういふうに

言つても、原爆症はない、こういふうにあなた

が言つておられるのだから、そういう認定被爆者

と特別被爆者の境について、そういう問題等に

ついては、私は、今までの研究成果といふもの

を取り入れながら、被爆者の実態といふものを取

り入れながら措置する方法を考えもらいたい、

このことです。その中で一つの例は、たとえ

ば胃ガンなどといふものは、悪性腫瘍の中におい

ては、これは放射能を浴びたという条件のある人

については認定被爆者として認定すべきじゃない

か、例として申し上げたのであります。

○村中政府委員 胃ガンの問題につきましては、

これも大原委員の御承知のとおり、いまの放射線

医学界の中では、單一の胃ガンという病名だけで

は原爆に起因するといふうな判定が困難であ

る、そういう中に入つてゐるようく承知いたして

おります。

ただ問題は、先ほど申し上げておりますよ

うとだけれども、一つの例を言つておるのであります。

肝臓ガンやその他のガン、悪性腫瘍を入れてお

いて胃ガンを入れるのはおかしいではないか、こ

ういう中に入つてゐるようく承知いたして

おります。

私は、実情を全部知りませんよ。そうすると、認

定がシビアで時間がかかるという場合に、死んでしまつてからでは、病状が出てから認定に入る

わけですから、あの祭りといふことになる、こ



ざいますが、この三つのグループにつきまして、まず実態の調査ということから始めまして、特に消防庁はことしそういう予算をとつておりますので、消防庁を中心にして目下その実態の調査を進めておるところでございまして、その調査の結果をましまして、それぞれの措置について検討いたしたい、かようと考えております。

○佐久間政府委員 防空従事者につきましては、ただいま援護局長から御答弁ありましたとおりでございます。私どもは、警防団が消防団の前身のような性格のものでござりますので、警防団のことにつきましては、他の省庁で御調査がなければ私のところでやるのが常識的ではないか、こういふことで考えておつたのであります。厚生省のほうとも御相談をいたしました結果、調査をやるならば、防空監視隊員あるいは医療従事者も関連して一緒にやつたほうが便宜ではなかろうか、かようなお話をござりますので、そんな方向で現在調査のやり方につきまして検討をいたしております。できるだけ早い機会に調査要領をきめまして、できるだけ早く実態調査をいたしたい、その上で関係省庁とも御相談をいたしまして扱い方を伺うことにいたします。

そこで援護局長、あなたにこの際見解を伺つておきたいと思いますが、防空法のほうはそれで実はわかりました。わかりましたが、私は長崎医大

の四百六十七名の殉職された学生、これは防空だけではなくて、当然勤員学徒と同じ扱いをすべきだと思う。どこに同じような扱いをされないという理由があるのか。この際、時間の関係もございますから簡明にお答えを願つておきたい。

○実本政府委員 端的に申しますと、三十六年から約六年間ぐらいかかりまして、文部省、長崎県当局を勤務しまして調査したわけでござりますが、その結果、業務上死亡したということがはっきりいたしません。特にそれが勉学中あるいは実習中といふような資料だけがはつきり出てまいり

まして、それがいわゆる協力命令に従つて業務に従事しておつたということの実態がついにつかめなかつたということで、普通の勤員学徒の身分としての処分がでかけたわけでございます。

○中村(重)委員 この医大の学生が総勤員法によつて勤員をされた、これはあなたの御承知のとおりでござります。私どもは、警防団が消防団の前身のいう見解をあなたの方へはとつておられたので、私は見解を異にする。何のために解除したのか。これはその必要がなかつたから解除したのじやない。当時医者はどんどん召集されていました。そして一般的の国民の医療といふことも事欠くようになつてきました。同時に、医者がどんどん戦死をするという形になつてまいりますと、戦地に送らなければならない。同時に米軍の焼夷弾攻撃その他の攻撃は日増しに増大をしてきました。したがつて負傷者等も出る。そういうようなことから、工場等においていろいろと労務に携わつておられるところの余裕はない、より重要な任務につかさなければならぬということから、一度工場等に勤員されている姿を学校に戻して、そうして緊急な教育をすると同時に防空業務に従事させておつた。だから、その学校の、たとえば私は具体的な問題として長崎をさすのですが、長崎だけじゃない、大臣この点よく聞いておつていただきたい。

○中村(重)委員 それは試験もしましよう。あるいは試験と同時に、いろいろと医者としての救護作業等にも従事しなければならぬ、そういう教育もされることはあたりません。しかし私が申し上げたように、ともかく勤員学徒として総勤員法によつて勤員をされた。しかし、より重要な任務につかせたんだということです。だから、そのとき試験を受けておつたとか、あるいは勉強しておつたとかというこの形式論によつて、基本的な勤員をされた。これは間違いである、こう言つのです。だからして、そういう小さい、ほんとうにそのとき時間何をしておつたかということによつて、そえ方は、これは間違いである、こう言つのです。だからして、そういう小さい、ほんとうにそのとくに時間が間違いなんです。

時間の関係がござりますから、この点についてはあまり時間とるわけにはまいりません。大臣、いまわざかの時間でございましたが、あなたがお聞きになつておられてどのようにお思いでありますか。しかも、時間の関係から申し上げます。しかしながらしてこれは何とかしなければならぬといふので、はつきりした法的根拠によることなく七万円を出した。厚生省から三万円、文部省から七万円それぞれ要求したんだけども、両方から出まとおかしいといふので、厚生省の三万円を削つて文部省の要求七万円だけで打ち切つた。だから、きょうは主計局の次長も来ておられるわけでございますから、主計局の次長の答弁を一応伺う。そこで、いま質疑応答を通じて聞いておられた大臣のお考えをお聞きする、こういうことにし

○船後政府委員 ただいまお尋ねの長崎医大の学生に対する問題でございますが、四十二年度予算でもつて七万円の予算措置をいたしたわけでござります。これにつきましては、先ほど種々御意見がございましたが、やはり総動員法の体系では措置しがたい、しかし特殊な事情がござりますので、長崎医大を所管しております文部省として弔意の意味で一人当たり七万円を支給した、かようになりますが、やはり総動員法の体系では措置しがたい、しかし特殊な事情がござりますので、長崎医大を所管しております文部省として弔意の意味で一人当たり七万円を支給した、かようになります。

【田川委員長代理退席、委員長着席】

○園田国務大臣 なくなつた瞬間に従事しておろ

うが、勉強しておろうが、そういう業務に従事しておつたということは事実であると思います。し

たがいまして、精神は総動員法に基づいてやるべきであるが、規定以外にいまのような措置をした

ものが、規定しておつたとか教室にその瞬間に入つておつたとか、空襲警報が解除されて——あれは間

違つた解除を実はやつておるのであります。それで教室に入つておつた者がある。あるいは待機しておつたものがある。いろいろある。そういう小さい問題に目を向けて、根本的な問題を見失つている。

○中村(重)委員 金を出すのだからもう少しき

ちつとして支給するようにしなさい。総動員法あ

るから七万円を出したというふうなことを私はいり

らう言つたのじゃない。金を出だすのだからもう少しき

ますが、この際大臣のお答えをもう一度伺つておきたいと思います。

○園田国務大臣 関係各省と相談をして御指摘の方向に検討したいと思います。

○中村(重)委員 それから、原爆被爆者に対する弔慰金の問題を簡単に私は申し上げて、御意見を伺いたいのでござります。

大臣、私は、この瞬にしてなくなつた犠牲者

に対する、線香一本、花一輪、これをささげる気持ちが政府にはないのだろうかということです。

毎年毎年回つてくる原爆の日は、新たな涙を遺族に參り、墓にもうでのです。お参りをするので

す。そうして花をささげ、線香をささげます。政

府が今までいろいろな団体等に対して手厚い措

置をとつてこられましたが、この被爆者に対して

一本の線香を、一輪の花をささげるという気持ち

があるならば、私は、その金額は別として、弔慰

金というのは当然支給されていなければならぬ

と思いますが、大臣、その点をどのようにお考え

になりますか。

○園田国務大臣 葬祭料は、先ほども申し上げま

したとおりに、総理みずからが答弁をし、厚生、

大蔵両大臣に直ちに指示がありましたので、相談

の上、これは事務当局に検討を命じて、ただいま

その細部の計画中でござります。

○中村(重)委員 それでは、葬祭料と弔慰金とい

うのと私は区別して申し上げたわけでございま

けれども、そういう方向でひとつやつていただき

ておつたことを私は受け取れると思います。

○中村(重)委員 そういう方向でひとつやつていただき

ておつたことを私は受け取れると思います。

○中村(重)委員 そういう方向でひとつやつていただき

ておつたことを私は受け取れると思います。

でなければ支給しないという、これじゃ健康管理手当じゃなくて、医療手当になると思いますよ。

健康管理手当というのは、言うまでもなく被爆者の健康を維持する、管理していく、そういうこと

でなければならないじゃないでしようか。これを

どうして厚生省指定の七つの病気にかかるといふ

、その中でしかも年寄りの人であるとか、ある

いはそうした寡婦であるとか、そういうものに限る

か。時間の関係がございますから申し上げます

が、同じく特別被爆者として病院に入院してい

る、こういう健康管理手当が支給されるというの

で大きな期待を持つておつた。隣のベッドまでは

支給されてくるのですよ。ところが自分のところ

には支給されない。この範囲に入りませんから

ね。期待を持つておつたところの病床に苦しんで

おる被爆者は、政府が被爆者に対する特別の措置

を講じてくれるようになつたと喜んでおつたの

に、自分の隣でストップされたという心情を考え

てごらん下さい。闇病生活の精神的な大きなショックは肉体的にも大きく影響してくるであろう。

ショーンは長く生きない被爆者が死期を早めてく

るという結果になるのじゃないでしょうか。

介護手当の問題もしかりであります。これも私

は前進した措置として敬意を表したいと思いま

す。しかし家族の介護というものを除外されてお

るということは、実情にそぐわないと思ふ。ともかく苦しい生活をしておる被爆者の人たちが

他人の介護を受けるだけの余裕がない。同時に、

家族は仕事をして生活をささえなければならない

けれども、家庭において病床生活、闇病生活をし

ておる自分の親に、夫に、ともかく長く生存をし

てもらいたいというので、苦しい生活の中で看病をしておるということが実情じゃないでしょうか。これを考えるならば、私は健康管理手当の範囲を拡大し金額をふやして、そして家族の介護等に対してももっと弾力的な措置を講じていく必要があるのではないかと思いますが、この健康管理手当と介護手当に対する私の質問に対して、ひとつ大臣の考

え方をお聞かせ願いたいと思います。

○村中政府委員 健康管理手当の範囲の拡大と金額の増額の点でございますが、これはただいまお

話のありましたとおり、大臣の定めた特定の疾病と

これは先般の被爆者の実態調査の結果も出てまい

りましたが、やはり被爆者の中では特に多い、大

幅度に入れる疾病で、しかも被爆者の年齢が高

齢化していくにつれまして、こういう特定疾病と

いう対象はだんだんふえていくと理解をいたして

おります。この中で特に、みずから健康と申しま

すが、生活をしていくのに困難な、たとえば原爆

の子供でございますとか、あるいは年齢的に相当

高齢になっていて介添えが必要であるとか、ある

いは身体の障害があつてなかなか自分で身のまわ

りのことができないとか、あるいは母子世帯と

の子供でございますとか、あるいは年齢的に相当

高齢になつたとおもわれる方々であります。これら

の手当を支給する目的は、ただいま御

指摘がございましたが、認定患者に対する医療手

当と同じような性格を持つておるため

と並べてみますと、被爆の影響がやや少ないとい

うふうな判断からここに差が出てまいるわけでございまして、医療手当的性格を持つておるため

に、生活保護の収入認定の対象からもはずれてお

るというふうな実態があるわけでございます。た

だこの健康管理手当を支給する。例の大ワクに

なる三号疾病

といふ

ものにつきましては、今後学

問の進歩に応じまして必要な疾病はふえていくと

いうふうに理解をいたしております。

第二点の介護手当でございますが、これは、最

初に考えました支給

の

対象

が、介護する家族

が、

いる

場合

でござりますが、入院するまでもな

いければ、

この

場合

でござりますが、入院するまでもな

いければ、

この

場合

でござりますが、入院するまでもな

いければ、

いけれども、手足が不自由だ、あるいは精神的な

正常な状態に

ない

場合

でござりますが、入院するまでもな

いければ、

この

場合

は、どうしてもだれかを置いて付き添いをさせる

必要がある

といふ

場合

でござりますが、入院するまでもな

いければ、

この

場合

であるわけでございます。ですから、たとえ家族というふうなことでありますても、実際にそこに支給の事実があるというふうなことが客観的にはつきりしてまいりますと、ケース・バイ・ケースによりますけれども、この介護手当中で検討される事項だ、こういうふうに理解いたしております。

○中村(重)委員 この特別措置法というのが、從來の医療という線から援護の方向に一步前進したということは認めたい、そういう点については敬意を表したいと思う。しかし内容的に見ると、援護ということよりもやはり医療の範囲を出ていないということですよ。いまあなたがお答えになつた点もそうじやございませんか。いまお答えになつたような認定被爆者とやや違う。けれどもこの七つの病名というものがどうしても条件になつてゐる。それは大原委員から先ほど指摘されたように、認定被爆者の範囲を広げることですよ。そして健康管理手当というのは、やはり被爆者の健康を維持していく、そして健康にして仕事をし生活ができる得るような、そういう線において考えていくべきだというようにも思つた。私はその趣旨がまだ生かされていないと思う。昭和三十八年の十二月とともに、昭和三十九年四月の衆議院において、前後して参議院において、被爆者援護強化に対する決議ということをなされた。私はその趣旨がまだ生かされていないと思う。昭和三十九年四月の衆議院において御承知のとおりの判断が出た。そして国会は当然それにこたえなければならぬということで決議をした。少なくとも政府はこの決議を尊重していく義務があるのじゃないでしょうか。また、この認定被爆者の問題等に対しても、ほんとうにあなたが病院に行つてあの実態を見きわめたことがありますか。重症患者は個室もないのですよ。そして騒々しく、ある者はテレビをかけ、ある者はラジオを聞き、そしてさあ大便だ、小便だ、そういうような状態を隣のベッドで見るのですよ。少なくともほんとうに被爆者のことをお考えになるなら、そういう重症の患者に

対しては個室を与えていくとか、もつと手厚い措置が必要になつてくるのじゃないでしょうか。

時間がまいましてから、最後に厚生大臣の決意のほどを伺つておきたいと思います。昭和三十九年四月の衆議院の被爆者援護強化に対する決議、これをほんとうに積極的に生かしていかれるのはどうか。少なくともあなたは、国権の最高機関の正副議長の中で副議長の要職に相当長くおられ、そして信頼を受けて実は厚生大臣になつておるわけです。どうかひとつこの際、あなたに対する期待は大きいのだから、その被爆者の期待にこたえ、国民の被爆者援護を強めていいけという声、あるいは声なき声にこたえていきたいと思いますが、最後にあなたの決意を伺つて私の質問を終わりたいと思います。

○園田国務大臣 ただいま御指摘ございましたが、率直に申し上げまして、いまお願いしております法律案が援護法とできずに措置法となつておりますゆえんのものは、いま御指摘の点でござります。確かに一步踏み出したところでありました。医療のほうから援護のほうへ踏み出そうとしておる段階であることは、私もそのように認識いたしております。財政当局も本年度は十七億三千万の原爆対策の費用を増加をし、これは本法律案の費用ばかりでなく、そのほかの新たな費目も認めさせてくれておるところでありますから、これを契機に、いま御指摘されましたような方向に重大な決意をもつて検討したいと考えます。

○和田委員長 和田耕作君。  
私は、この原爆被爆者の問題について、八年ほど前から核撃会議というのをやりまして、そして、そして広島、長崎にもしばしば参つておりますし、被爆者ともよく接触もしておりますけれども、いままでどうしてこういうふうな被爆者に

○和田委員 今まで各委員からの質問がございまして、大体意見が出尽くしていると思いますけれども、なお、民主社会党を代表して、三十万のうちの要注意者と思われる人が大体三割くらいはあるというような御調査のようですがれども、で

べ、寄付を募つてざやかなものを援助をするという状態が非常に長く続いたのですね。しかも非常に不十分であつたということだと思いますけれども、このたびこういうふうな特別措置法ができるだけひどく簡単に生かしていかれる決意があなたにおありかどうか。少なくともあなたは、いつまでも、よく内容を聞いてみますと、あまり万円の手当を出すということだったのです。これは必ずいぶんたいへんなことをやつたなと思ったのですけれども、よく内容を聞いてみると、あまりに少ないのですね。三十万人の人に対する四千人前後という数はあまりに少ないということで、再度びっくりしたようなことなんであります。これは率直に言つていろいろあれはございますけれども、何か非常に範囲が少ないと感じですね。もっとと拡大しなければならぬじゃないかという感じがするわけですから、そういう点どうなんでしょう。いろいろ範囲を限定するのに御苦心なさつたと思ひますけれども。

○村中政府委員 今回の措置法の適用を受ける対象は、予算措置としては一応二万三千人ほどになります。確かに一步踏み出したところでありま

す。それから第二点なんですけれども、いろいろな原爆の病気でお困りになつている人が非常に多い。その問題については、政府も特別措置法としてこれを踏み出していくと、ますます強化していく。こうといういま大臣の御意思のようですがれども、そういうふうにぜひお願ひしたいと思うのです。それから第二点なんですけれども、いろいろな原爆の病気でお困りになつている人が非常に多い。その問題については、政府も特別措置法としてこれを踏み出していくと、ますます強化していく。こうといういま大臣の御意思のようですがれども、ぜひともひとつお願いをいたしたいと思いま

す。それから第三点なんですけれども、いろいろな

困つてゐる問題だとえば厚生省が御調査になり

ます。でも、自分は原爆被爆者ではないのだとい

う。その問題については、政府も特別措置法とし

ます。でも

いやがっているのです、ああいうふうな形の運動を。これは事実私ども六、七回も参りました。被爆者の団体の人と会つてあれするのですけれども、そういう感じがある。なぜ國が國の行事として、あのような世紀の一つの事件のよな問題について、被爆者を慰め、あるいは元気づけるような催しを持つ考えをしないのかということなんですが、このことについて厚生大臣の所信を承りました」と思うのです。

○園田國務大臣 身体障害者あるいは身体障害児のそのような催しは非常に成果をあげております。しかも現場を拝見すると、いまおしゃったように、障害者の方々が今まで遠慮しておったのが非常に明るい顔をしてやつておる。これは單に催しだけではなくて、その後本たちが社会復帰しようという念に燃えてきている。したがいまして、いまのよな御意見はなるほどりばな御意見でござりますので、将来はそういうことをぜひ考えていただきたいと思います。

○和田委員 そういう面から、三注文したいと思ひますけれども、たとえば今度の御調査でもその内容は大体わかつてこられておると思うのですが、被爆者は一般の人よりも失業率が多い。あるいは賃金、報酬にしても少ないという問題もあると思うのです。こういうふうな問題について、政府が、身体障害者に対するいろいろな援助と同じように、被爆者に對して失業ができるだけ少ないよう、あるいは賃金その他の報酬も他の人とあまりハンディキャップがないよういろいろな措置を講ずる。こうすることも被爆者を元気づけ勇気づける一つの措置だと思うのです。

○園田國務大臣 御指摘のよな点ござりまするから、就職に対する私のほうの所管の問題——お

もにこれは労働省でございますから、労働大臣とも連絡をして、そういう職場に対する要請あるいは行政指導、これをやるようになります。

○和田委員 何しろこの問題は、日本の国民として、世界に誇りもできないのですけれども、と

は行政指導、これをやるようになります。

くの運動に對して落胆をしているというのが現状ではないかと思います。

まず初めに伺つておきたいことは、原爆の被爆者に對して、厚生省はもう一步も一步も積極的な

姿勢で臨まなくてはならない。先ほどからの御説明を伺つておりますと、一步前進といなことを盛んに強調されております。一步前進で済む問題

と、五歩も十歩もいまで進めなければならない問題とあると思ひます。一步前進であればそれでいいんだという考えは、私は、この原爆被災者に限つては、必ずしも当たらないのではないか、このように考へるわけです。原爆被災者援護について、厚生大臣の基本的なお考えをまず承つておきたいと思います。

○園田國務大臣 決して一步前進したということに満足しているわけじゃないません。各委員が、一步前進ではあるが決して十分ではない、不備な点が非常に多いという御指摘でござりますから、率直に私もその点を認めて、今後のこれに対するわれわれの対処していく姿勢並びに問題の解決自体が問題であると考えて、各委員の御指摘のとおりに、今後十分そういふ点を善処していくことを考えます。

○伏木委員 一步前進という形ですが、被爆者全體に對して一步前進をしたということであるならば私は了解できると思うのですが、三十万人に及ぶといわれている被爆者のうち、この恩恵を受けられる者は大体八%くらいというようにいわれております。他の人は恩恵を受けない。三十万全體から見れば一步前進ではありますか、適用を受ける二万三千人、それ以外の大半が適用を受けることができないということになりますと、大多数の人に対しても一步前進でも何でもない、こういう考え方が成り立つのではないかと思うのですが、この点について、この適用を受けられない人に対し、從来運動を重ねてきた方々に對して、大臣と

この法律と、それから今回の新たな特別措置、このようにまた二本立てになつてまいりました法、医療法でござりますので、この点は基本的に對する対策としては、数にしては部分的ですが、従来身体障害者等の法律あるいはそのほかの法律等におきまして、法律がばらばらになつてござりますけれども、三十万の中から出てきた、その手当を受けるというふうな対象は、私は非常に恵まれない氣の毒な方だと考へます。そういう方々に對して一応窓を開けたといふうな措置は三十万人全體の対策であるというふうに申し上げたいでござります。

○伏木委員 そこで、現在の医療を中心としたところの法律と、それから今回の新たな特別措置、このようにまた二本立てになつてまいりました法、医療法でござります。

○伏木委員 厚生大臣にお伺いいたしますが、厚生大臣も御承知のように、この援護措置につきましては、被爆者が長い間かかつて厚生省の施策を唯一の頼みとして今日までまいつたわけでございますが、今回提案されました厚生省のこの援護法といふものを見まして、長い間かかつて苦労をしてきた被爆者が、非常に落胆をしている。ほんのわずかの、ごく一部の人のみしか適用を受けることができないということで、従来のせつか

度の特別措置が一步前進だからという、ただそれだけでは説明できかねる、こう考へるわけですが、この点について見解を承つておきます。

○村中政府委員 被爆者三十万人の対策としては、影響を受ける法律の該當者があまりに少ないのでないかといふうなことがござりますが、私は必ずしもそろは考へております。御承知のとお

り、この被爆者の二つの法律は、医療法につきましては、被爆者三十万人全員の健康診断を実施いたします。健康で生活力があつて元気で働くおじいさんだという考えは、私は、この原爆被災者に限つては、必ずしも当たらないのではないか、このように考へるわけです。原爆被災者援護について、厚生大臣の基本的なお考えをまず承つておきたいと思います。

○園田國務大臣 決して一步前進したということに満足しているわけじゃないません。各委員が、一步前進ではあるが決して十分ではない、不備な点が非常に多いという御指摘でござりますから、率直に私もその点を認めて、今後のこれに対するわれわれの対処していく姿勢並びに問題の解決自体が問題であると考えて、各委員の御指摘のとおりに、今後十分そういふ点を善処していくことを考えます。

○伏木委員 一步前進という形ですが、被爆者全體に對して一步前進をしたということであるならば私は了解できると思うのですが、三十万人に及ぶといわれている被爆者のうち、この恩恵を受けられる者は大体八%くらいといふうにいわれております。他の人は恩恵を受けない。三十万全體から見れば一步前進ではありますか、適用を受ける二万三千人、それ以外の大半が適用を受けることができないといふことになりますと、大多数の人

に対しても一步前進でも何でもない、こういう考え方があるのではないかと思うのですが、この点について、この適用を受けられない人に対し、從来運動を重ねてきた方々に對して、大臣と

この法律が行きかって、またばらばらな法律が並べられていく。そこで、こういうことはもうさきから見越して、もっと基本的に適用範囲をさら

に拡大して、援護法として一本化になつたものをここで立法すべきではないか、このように考へるわけですが、この点については厚生大臣はどのよ

うにお考へになつておられるか。

○村中政府委員 御質問の最後のほうから申し上げますが、現在の措置法なり医療法なりを改めて一つの援護法にならないか、なぜできないのかといた点についての御指摘でございますが、先ほど来各委員の御質問にお答えを申し上げておりますように、医療法にしても、今回の措置法にいたしましても、その被爆者が置かれている現在の実態に合わせた必要な措置ということで、健康の向上上、それから福祉の向上というふうな考え方をとっております。援護法という問題につきましてはまた別な角度の議論が出てまいりますので、私どもは、そういう社会福祉といふ判断の中で今回の立法措置を考えたわけでございます。この点につきましては、先ほども大原委員からいろいろ御質問がございまして、大臣もお答えを申し上げたところがございまして、現在の段階では社会保障といふ判断の中での処理をいたしまりたい。

それから、前段の、法律をだんだんまとめていくのが常識ではないか、ある法律と同じ対象に対

してございまして、現在の段階では社会保障といふ判断の中での処理をいたしまりたい。

この法律の間に谷間ができるのかという点の御指摘でございます。これも法律で御理解いただけますように、この法律の根幹となります被爆者の把握、分類といふのは、医療法に基づく方法によつて措置法も処理をいたしております。この点につ

いては、別々の基準なり別々の方法で被爆者を把握しているのではないというふうなことで、私はこの二つの法律の間に谷間はないというふうに判断をいたしました。

○伏木委員 そこで、申し上げたいことは、医療法のみを基本にしてその他の面は社会保障的な考

えで進むということですが、たとえば私の知つておる一女性は、広島におきまして当時十四歳でした。現在三十七歳の一女性ですが、半身ケロイド状態になりまして、今日、真夏であつても半そでの服を着ることができない。その精神的な苦痛と

苦痛に対する何らかのいこいといふものを法自体

○八田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○八田委員長 次に、討論に入るのではあります、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○八田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 この際、増岡博之君、中村重光君、田畠金光君及び伏木和雄君から、本案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○八田委員長 この際、増岡博之君、中村重光君、田畠金光君及び伏木和雄君から、本案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。その趣旨の説明を求めます。増岡博之君。

○増岡委員 私は自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表いたしまして、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案に對し、附帯決議を付するの動議について御説明申し上げます。

○八田委員長 その案文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

○増岡委員 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案に対する附帯決議

○八田委員長 政府は、本法の施行にあたり次の事項についてその改善に努めること。

一、認定疾病被爆者の認定を行なうにあたつては、被爆者の実情を十分に配慮し積極的に対処すること。

二、生活保護法の適用上特別手当の収入認定を行なうにあたつては、できるだけ加算措置の拡大に努めること。

三、今後も健康管理手当など諸手当の支給対象の拡大、支給金額の改善及び介護手当の運営に努めること。

四、できるだけ速やかに原爆被爆により死亡した者の中、実情に応じ葬祭料を支給できるよう検討すること。

五、健康保険等被用者保険における本人の一部負担金について、公費負担を行なうことを検討すること。

六、沖縄在住の原子爆弾被爆者に対する特別措置を行なうこと。

七、旧「防空法」による犠牲者に対し、昭和四十二年六月八日の本委員会の附帯決議を尊重し、その施策の推進をはかること。

八、原爆死没者並びにその遺族に関する調査を、速やかに実施すること。

以上であります。

○八田委員長 本動議について採決いたします。

○八田委員長 本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

○八田委員長 〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本案については増岡博之君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○八田委員長 この際、厚生大臣より発言を求めてますので、これを許します。厚生大臣園田直君。

○園田國務大臣 ただいま原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の採決にあたりまして、当委員会より付せられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して、これが実現に一そうの努力をする所存でございます。

○八田委員長 その際、厚生大臣より発言を求めてますので、これを許します。厚生大臣園田直君。

○園田國務大臣 ただいま原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の採決にあたりまして、当委員会より付せられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して、これが実現に一そうの努力をする所存でございます。

○八田委員長 その際、厚生大臣より発言を求めてますので、これを許します。厚生大臣園田直君。

○園田國務大臣 ただいま原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の採決にあたりましては、その趣旨を十分尊重して、これが実現に一そうの努力をする所存でございます。

○八田委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次に、内閣提出の社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○八田委員長 次に、討論に入るのではあります、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出の社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○八田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 ただいま議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議ありませんか。

○八田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○八田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○八田委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 この際、厚生大臣から発言を求めてますので、これを許します。園田厚生大臣。

○園田國務大臣 北海道の、地震のたまいままでにわかりました状況について御報告申し上げます。

○八田委員長 この際、厚生大臣から発言を求めてますので、これを許します。園田厚生大臣。

○園田國務大臣 これまでのところ、北海道の襟裳岬の沖百五十キロ、マグニチュードは七・八——関東大地震が七・九で、この前的新潟地震が七・六でありますから、相当強度な地震であります。

○八田委員長 現況を申し上げますと、北海道の浦河海岸は、床上浸水、それから国道の地盤沈下、列車不通。苦小牧は、市役所のビルが壁くずれ、道路が亀裂をいたしております。水管破裂、停電。帶広は、壁くずれ、民家一軒半壊、それから波は一メートル七十くらいの一波が来ました。水管破裂、鉄道は三十分か一時間おきに動いてはおりません。それから、美唄炭礦はさらに坑道のくずれがございました。

○八田委員長 午後二時十六分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○八田委員長 午後二時三十七分休憩

内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律

それから、ただいまのところ死者は、青森県がわかりましたが、青森県で死者八名行け不明十二名、けが人三名、倒壊のための火災が二十四カ所でございます。それから三沢市が、十一時二十分現在でござります。それから三沢市がわざいましたが、ただいま飛行機が通うようになります。なお、岩手県の盛岡は人畜に被害はありません。

北海道の全空港は閉鎖されましたが、ただいま千歳だけは何とか飛行機が通うようになります。なお、宮古港の津波が十時二十六分二メートルから三メートル、釜石が十時三十分から二十六分高潮。

それから、空港の青森のはうは運航中でござります。なお、青森の港と函館の港は、岸壁が破裂をいたしまして、使用不能の状態でござります。

波の状況は、宮古港の津波が十時二十六分二メートルから三メートル、釜石が十時三十分から二十六分高潮。

それから、海上保安庁では、小樽、函館、横浜から出動でござります。なお、海上自衛隊の横須賀で、自衛艦六隻、航空機十機にただいま準備をしております。

総理府では、本部を総理府に置きまして、直ちに現地に調査団を派遣する準備をいたしておりました。

そこで、海上保安庁では、小樽、函館、横浜から出動でござります。なお、海上自衛隊の横須賀で、自衛艦六隻、航空機十機にただいま準備をしております。

厚生省では、社会局、薬務局、医務局等に応急体制の準備をするように命じました。

以上、御報告申し上げます。

○八田委員長 午後二時三十七分休憩





者を対象とする年金をどうやっていくか。」ういうことを考えて検討をやつておるところでござります。

○後藤委員 もう少しいろいろお聞きしたいのですが、されども、何か大臣に時間の制限があるそうでございまして、私、特に大臣のいらっしゃる間にお聞きしたり、さらには強く要望したい点がございますから、その点だけしぼりまして先にお聞かせたいと思うのです。

今直この引き上げにつきましては百円ないし二百円、そのもとになる金額が非常に安うございまますから、一パーセントでいけば大体今日のベースアップ以上に上がつておるんだ、こういうような説明はできるかもしませんけれども、金額を申しますと非常に微々たるものでございます。これは第五十五特別国会の附帯決議にもはつきりしてありますように、大幅に引き上げるべきではないかというようなことも種々厚生省といたしましても論議をされたと私思うわけでござります。この点、百円ないし二百円というようななかつて提案せざるを得なかつたゆえんにつきまして、簡単だけつこうでござりますが御説明をいただきたいと思ひます。

○國田 国務大臣 まず、当面の問題は、御指摘の額の引き上げでございます。本年度はベースアップその他の比率からすれば、数字からいえば相当な引き上げでございますものの、実際は基礎額が低いわけでございますから、実際に各種年金の対象者の生活面から考えますと、決して満足すべきものではないどころか、まだまだ額の引き上げについて考えなければならない。しかしながら、所要財源その他の問題がございますので、慎重に検討した結果こうなつたのでござりますが、そのために所得制限の緩和であるとか、あるいはその他の施設の問題であるとか、そういう点を緩和しつつ、今年度はやむを得ずこれでやつたわけでござります。

○後藤委員 いま大臣のほうから予算の関係、お金の関係等でやむを得ずこうなったんだ、こうい

う御説明でございますが、私はこれを見ますと障害が二千七百円、母子が二千二百円、それから老齢が千七百円ということになっておると思うのですが、これを一日当たりに計算いたしますと大体九十円から七十三円、六十円が切れる、こういうふうな計算になるわけでございます。  
話はちょっと余談にそれますがけれども、上野動物園にいろいろな動物がおるわけでございますが、これらの動物の一日の食糧費は大体どれくらい使つておるかということを厚生入民御存じでございましょうか、もし御存じでしたらひとつ教えていただきたいと思うのです。

委員長迴席

委員長代理着席

○園田国務大臣 残念ながら存しております。  
○後藤委員 これは大臣にも参考までに、直接上野動物園で調べてまいりましたので、いま提案になつておる老齢福祉社年金——お年寄りを大事にする政治を行なつていらっしゃるその金額と、上野動物園の動物の一日の食糧費とを対比していただいて、ひとつ考え方直すべきところがあれば十分考え直していただき、こういうことでお願ひしたいと思うのです。

大体上野動物園にはいろいろな動物がおりますが、

ゾリラは一日九百円でございます。ライオンが一千八百円、象の大が三千円、小が一千円、カバが一千百円、それからトドという動物がおりますが、これが七百円、アザラシが九百円です。それからだんだん福祉年金のほうへ近づいてくる分を申し上げますと大体シカが一日九十円でございます。ちょうど障害福祉年金がシカ並みということになりますが、それからサルが七十三円でございまして、これが大体母子福祉年金それから最後の老齢福祉年金が一千七百円ですから、一日に計算しますと六十円として、カンガルー並み、こういうことになるわけでございます。これは別に私は人ことになるわけでございます。

間と動物と比較してどうこうと——これは失礼な比較になるかもわかりませんけれども、上野動物

園の動物でさえもこれだけの待遇がされておる。

○國田國務大臣 そのとおりでございます。  
○後藤委員 その次は、児童扶養手当の問題  
であります。これは大臣も十分御承知だと思いま

けれども、児童扶養手当と、さらに母子福祉年金の第一子の場合でございます。これは金額的に三百円違うわけです。三百円違いますけれども、生き別れか死に別れかということだけで三百円の差がついておるわけでございます。これは理屈の上からいいましても正しくないと思いますし、何か

聞くところによりますと、これをいくるときには数字の書き間違いではないかもしませんが、間違ったのだ、こういうようなこともどなたかわかりませんが、ちらつと聞いたような覚えもあるわけで

（了）さうします。それも中身を検討していただくと、いま申し上げましたところの児童扶養手当と、さるに母子福祉年金の関係で第一子だけが三百円の差がついて、第二子以降は全部一緒にございます。だから間違ったことに対する対しましては、ひとつ早く正しく直していただき、このことにつきましてぜひ御尽力をお願いいたしたいと思うわけでござりますが、これに対する所見をお伺いいたしたいと思います。

〇後藤委員 ることは、その反面扶養手当と母子福祉年金が、その目的や仕組みが全く同じでないという問題等もあって、制度の立て方と関連をしてこういうことになつておるようでございますが、これは今後十分検討してまいりたいと考えます。

〇後藤委員 いま大臣が言われました、ちょっと考え方には違うところがあるような気がするので、これは一ぺん検討してみて、できることなら一緒にしたい、こういうように考えさせていただいていいですか。

〇園田国務大臣 そのとおりでございます。

〇後藤委員 その次は、外務省の方もおいでにならぬか。そこで、外務省の方もおいでにならぬか。

りますので、この年金制度も、たとえば日本人で海外におる人、一年なり、五年なり、十年なり、長

い人は十五年くらい外国に駐在なり、駐留なり、派遣なりされておられる人があると思うのです。さらにアメリカなり、外国のほうからも、日本の国内へ来ておる人もたくさんあらうと思います。これらの人は、聞くところによりますと、向こうへ行けば向こうへ行つたで税金は納付されておる。ささらに外國の人が日本に来れば、こういう関係の税金については納付されておる。こういう関係といふとおかしいが、その辺のところが私はまだはつきりいたしません。

ところが、国民年金の通算につきましては除外されおるわけでございます。たとえば、日本で十年間かけた、外國へ十五年間行つておつた、帰つてきて五年間かけた、こういうことになりまして十五年が除算されてしまつ、こういうふうなかつこうになつておりますのが今日の在外日本人なり、在日外人の国民年金の扱いではないかと私は思うわけでございます。

そこで、外務省の方にお尋ねいたしたいわけでございますけれども、現在日本の人なり、あるいは外國の人が、数におきましてどういうふうなかつこうでどれくらい行つたり来たりをしておるのだろうか、この点を大略でけつこうでござりますので御説明をいただきたいと思います。さらにそれらの人が——いま申し上げました問題につきましては厚生省関係の問題であるとおもいますから、深く外務省の皆さんにお尋ねしようとは思いませんけれども、しかしながら、大東亜戦争その他、以前の恩給等の証明等につきましても、外務省で行なつておられる、こういうようなことも聞いておりますので、何かお知りになつておるよなことがあれば、この年金関係の問題につきましてもあわせて教えていただきたいと思う次第でございます。

○齋藤(鎮)政府委員 ただいま御質問の、日本人

で外國に在留している者、これはいろいろな種類

がござりますけれども、日本の国籍を持つている者が大体二十九万でございます。それから外国人で日本に滞在しておる者、この正確な数字は入管

でないとわかりませんが、われわれが了解しておるところでは、大略申し上げて六十万でござります。大体朝鮮、韓国系の方が多いようでござります。各地域別の数字を申し上げてもよろしゅうございますが……。

それから国民年金につきましては、ただいま御指摘のように確かに問題がござりますが、これは厚生省側において協定を結ぶということで関係各國と協議をし、ないしはしようとしているようになりますが、何とか国際的な取りきめ、国際的な通算制度というものが必要ではないかといふように外務省としても考えております。

○後藤委員 そこで大臣にお尋ねいたします。いま私申し上げました問題につきましては、いつでしたか、参議院の本会議におきまして、事務的な打ち合わせをしておる、こういうふうな本会議の発言もあつたように私は聞いておるわけでござりますけれども、いま申し上げました外人なり日本での派遣されおる方々に来ておるこれらの人に対する年金の適用なり期間通算の問題につきましては、これは当然そうすべきではないか、こういふように私は考へるわけでございます。

いま申し上げました外人なり日本での派遣されおる方々に来ておるこれらの人に対する年金の適用なり期間通算の問題につきましては、これは当然そうすべきではないか、こういふように私は考へるわけでございます。

○後藤委員 いま申し上げました外人なり日本での派遣されおる方々に来ておるこれらの人に対する年金の適用なり期間通算の問題につきましては、これは当然そうすべきではないか、こういふように私は考へるわけでございます。

いま申し上げました外人なり日本での派遣されおる方々に来ておるこれらの人に対する年金の適用なり期間通算の問題につきましては、これは当然そうすべきではないか、こういふように私は考へるわけでございます。

○後藤委員 いま申し上げました外人なり日本での派遣されおる方々に来ておるこれらの人に対する年金の適用なり期間通算の問題につきましては、これは当然そうすべきではないか、こういふように私は考へるわけでございます。

○後藤委員 いま申し上げました外人なり日本での派遣されおる方々に来ておるこれらの人に対する年金の適用なり期間通算の問題につきましては、これは当然そうすべきではないか、こういふように私は考へるわけでございます。

○後藤委員 いま申し上げました外人なり日本での派遣されおる方々に来ておるこれらの人に対する年金の適用なり期間通算の問題につきましては、これは当然そうすべきではないか、こういふように私は考へるわけでございます。

算の問題につきまして、大臣の御見解をお伺い

たしたいと思います。

○園田国務大臣 いまの通算の問題は、これの適用が非常に多いわけでございます。したがいま

で、E E C 諸国はじめヨーロッパ諸国では、これを

合が非常に多いわけでございます。したがいま

て、E E C 諸国はじめヨーロッパ諸国では、これを

あらうと思いますが、極力努力をしていただきま

すよう、お願いをいたしたいと思います。

○後藤委員 いま申し上げましたこの三つの問題につきまし

て、特に厚生大臣のおられるときに、飛び飛びに

ございましたけれども、強く要請をいたした次第で

ございましたが、第一番には、老齢福祉年金の夫婦

支給制限の撤廃。二つ目といたしましては、児童

扶養手当の額を母子福祉年金と同額まで引き上げ

る。三つ目の問題といたしましては、国際間の適

用期間の通算の問題。さらには厚生省関係の海外派

遣の問題。この三つの問題につきまして、特に十

月とそういう約束、規則を定めて相互に通算す

るようになければならぬ。

それからまた、わが国の社会保障制度並びに福

祉施設は、西欧諸国に比べて非常にくれており

ます。おくれておるばかりでなく、すでにそういう

う国々ではどんどん新しい制度あるいは新しい

薬、新しい医療等が飛躍的に発展をしております

ので、この情報収集と、もう一つは、今度はアジア

の国々とは、やはりお互いに社会保障、福祉、医

療、こういう問題で将来とも相談し合っていくと

いう必要が出てくるわけでありまして、こういう

観点から、できれば何とかしてわが厚生省も、西

欧諸国及びアジアの国々にできるだけの駐在員を

派遣したいと思って外務省に相談をし、関係当局とも相談をしておるわけでございますが、たゞいま

まではジュネーブとバンコクに二つあるだけでござります。

○後藤委員 これは外務省にお尋ねするわけです

が、いま厚生省関係として派遣しておられるのはジュ

ネーブとバンコク、この二つでございますか。

○齋藤(鎮)政府委員 そのとおりでございます。

○後藤委員 それで、いま申し上げました問題につきましては、ぜひひとつ具体的に実行に移して

いただきますように、いろいろむずかしい条件も

従来は七十歳以上の方々の年金額の引き上げ、あ

る年齢引き下げに要する経費は非常に膨大にのぼります。

年金の拠出制の年金の支給開始年齢でございま

す六十五歳程度まで引き下げろという御要望はか

ねて強く承つておるところでございますが、この

うわけでございますが、この点の御説明をいただ

きたいと思います。

○伊部政府委員 御指摘のように、福祉年金の支

給開始年齢は七十歳でございますので、これを国

民年金の拠出制の年金の支給開始年齢でございま

す六十五歳程度まで引き下げろという御要望はか

ねて強く承つておるところでございますが、この

うわけでございますが、この点の御説明をいただ

きたいと思います。

るいは所得制限の緩和に重点を置かざるを得なかつた次第でございますが、今後は、明年度におきまして厚生年金あるいは国民年金を通じての年金制度の改善を検討いたしておりますので、この問題との関連も考慮しつつ十分検討してまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○後藤委員 そうしますと、いま言われたことは、やがてその年金に対する改革がある、そのと

きに中高年齢層のこととも考えておるのだから、そ

れに關注して、現在七十歳から支給であるけれども、これにつきましても引き下げる、そういう

前向きの方向で全力を尽くすのだ、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○伊部政府委員 ただいま年金制度の改善につきましては、両審議会を通じて検討いたしておりま

すが、特に福祉年金につきましては国民年金審議会におきまして御検討いたしておる段階でござります。その国民年金審議会の重要な議題として福祉年金の改善が掲げられておりま

すので、その一環として、十分御意見を承りつつ議論を煮詰めてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○後藤委員 次に、核家族の進行の問題でござりますけれども、これにつきまして厚生省としても統計なりその他いろいろ研究をしておられると思つわでございますが、簡単でけつこうでございます。が御説明いただきたいと思います。

○伊部政府委員 厚生行政基礎調査と申しますもの、統計調査部におきまして毎年実施をいたし

ておるのでござりますが、この調査を基礎としておるのでござりますが、この問題との関連も考慮しつつ十分検討してまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○後藤委員 そうしますと、いま言われたようにむずかしい問題だと思いますが、そういう情勢

が進んでおるということ自体はこれは認めざるを得ないと私は思います。家庭制度の問題が、そのため

族の進展のために違う様相を呈してくる。そういうことで、社会保障なり社会福祉の問題が、いろいろ

と変わった態様を示してくるということにならうか

かのように考えております。

○後藤委員 そうすると、これはいい方向を向いておるのか悪い方向を向いておるのかわからぬけれども、現実にそんなんでしようがないじゃないか

か一口に言ってそういうふうな御回答であったと思うわけでござりますけれども、このことは

厚生省の社会保障関係の一つの問題といたしまして、さらに今後の老齢福祉年金なり、その他年金

関係の問題といたしましても、大きく影響のある問題ではないかと私考えておるわけです。そ

うなつてまいりますと、その時点その時点の現実をつかまえていくのだといふことでは非常に無策な

話もすすまないと思いますので、私も勉強をしたひとつ、これ以上話をしておりましてもなかなか

ひどいと思いますが、厚生省におきましても、このことについては十分ひとつ勉強をしていかれるよう

にお願いをいたしたいと思います。

○伊部政府委員 次には、先ほども大臣に申し上げたのですが、この点においては、

引き上げ幅の非常に少ないということですね。百

うなお考えかもしませんけれども、先ほども局長から話がありました多くの七十歳以上の働くことのできない人なんです。その方が先ほど言いましたように、動物園の動物以下、こういうふうなことを一刻も捨てておいていいのかどうか、非常に私はこの問題は大事な問題だと思います。先ほどから申し上げておりますところの百円、二百円の増額の問題につきまして、たとえば引き上げを倍額にした場合に一体どれだけ予算がよけい要るのか。さらに六十五歳に年齢を引き下げた場合に、一体予算的にどれだけお金がたくさん要るのか、この点につきまして、もう少し詳細に御説明をいただきたいと思います。

かりませんし、老齢福祉年金のほうは国庫負担だと思ひます。しかしながら、同じ年金で社会保障制度の一環としてやられておるわけですが、この淨財が一兆三千億からたまつておるわけなんですね。その利息だけが千五百億円近く毎年毎年ついてくる。こういう情勢の中で、しかも先ほどからもちよつと発言がありますように、今日の物価高さに七十歳以上の働くことのできない人、こういう人にに対する年金の引き上げにつきまして、わずか、と言うとしかられるかもわかりませぬけれども、八十四億あれば二百円、四百円になれる。こういうふうなことができるとするなら、なぜ一体そういう方向に力を入れないんだろうか。八十四億がにつもさつちもならぬのか、五兆八千百八十五億九千八百万円のうちで、一番大事な社会保障の関係につきまして、八十四億円がつちもさつちもならぬのか、この点がどう考えてみましてもなかなか了解に苦しむ点でございます。その辺のいきさつにつきまして、もう少し詳細に答へたいとおきたいと思ひます。なぜ一本この八

をしなきやなりませんので、その点はひとつ御承願いたいと思います。結局いまおっしゃっておられますように、福祉年金、ことに老齢年金についてもつと努力をいたしまして、そしてこれの増額などを考えていかなければならぬという点は御指摘のとおりでございます。厚生省も先ほど大臣がおえいたしておりますように、その点につきまして今後とも努力をさせていただきたい。不十分であることは認めております。

○後藤委員　これ以上ここで言つておりますのは進まないと思いますが、いずれにしても七百円、二百円というのはまことに微々たるものではある。しかも、提案理由の中に、内容を充実するためここに提案いたしますと言えるほどの充実にはならないと思います。今後ともひとつこうした点につきましては、もっと十分考えていただきやすくお願いをいたしたいと思います。

それから、先ほど大臣にも強く要請をいたしましたが、老齢福祉年金の夫婦受給制限の撤廃でございます。これを撤廃した場合に、体予算的にどうなるのか。もう一つは、児童扶養手当の額を母子福祉年金同額に引き上げた場合次第でございますが、老齢福祉年金の夫婦受給制限的に計算してどれだけのお金がよけい要ることになります。二つ二つとも御承認して、この

いえ、おもての額をもつておられることはございません。この問題につき西ドイツ政府と事務的な予備折衝を行なつたのでございますが、その結果、國際通算約を結ぶといふ方向で、両国ひどく協力しようじゃないかという原則的な了解はございました。予算的な二項の問題と、これに対する考え方、大臣は了承されました。それに対する考え方があわせてひとつ御回答いただきたいと思います。

○伊部政府委員 年金に關係の部分からお答え申しあげたいと思いますが、夫婦受給制限の撤廃に要する経費は、平年度化いたしまして約十六億円でございます。この制限の撤廃につきましては、先ほど大臣からお答えございましたように、事務当局といたしましても御趣旨を体しまして、このすみやかな撤廃に努力いたしたいと考えるものでございます。

それから第一点の、國際通算で御指摘いただきました点でございますが、先生の御指摘のとおり、國際通算につきましては各方面から要望が出ておられるのであります。昨年日経連からも要望が出ておりますし、あるいは特に西ドイツに関しましては、本年一月一日から職員年金保険が改正されまして、この適用範囲がいままでは一定の所得以上の方は除いておつたものでございますが、全員を適用する、さらに全所得に適用するということがきましたまして、在留邦人の間でこの問題の処理が非常に強く要請されるようになつたのでございまして、そこで去る三月、関係官をドイツに派遣をいたしまして、この問題につき西ドイツ政府と事務的な予備折衝を行なつたのでございますが、その結果、國際通算約を結ぶといふ方向で、両国ひどく協力しようじゃないかという原則的な了解はございました。

## ま す く と 通

現在後藤議員お願いいたしてあります法案に盛りれております額の引き上げを倍にした場合の所要額、及び老齢福祉年金の支給開始年齢を、七十五歳から六十五歳まで引き下げた場合に要する経費でござります。

○後藤委員 そうしますと、八十四億円あれば、いま提案されております改正の内容の百円、二百円が、二百円、四百円になるんだ、こういうふうに解釈していいわけですか。

○伊部政府委員 年年度化いたしました数字はそのとおりでございます。

○後藤委員 そうしますと、まず六十五歳に引下げると、ということはお預けにしまして、百円、二百円の問題だけを取り上げてみましても、先ほどもいろいろお話をいたしました、老齢福祉年金と拠出年金との関係は別の会計になつておるかもわ

○名垣政府委員 復興委員の御質問の趣旨に  
かに私たちもそのとおりだと思います。ただ、そ  
の問題の八十四億というものだけを取り出して考  
えるわけにはまいりませんので、予算全体の中では  
その八十四億という問題を考えなければならぬと  
考えております。

それから、先ほどの利息が非常にあるじゃない  
か、御指摘のとおりでございます。ただ、これは  
年金計算をいたしますときに、当然に利息がそ  
出てくるということも計算をいたしまして、それ  
ぞの掛け金等のことをきめておりますので、そ  
れだけあるからそれだけこっちへすぐ回せとい  
われにはいかないので、その運用その他について  
は、十分慎重に考えていかなければなりませんけ  
れども、その点との話は、先ほど言いますよろ  
に、福祉年金の場合は全額国庫を見て、別の計算

となるのか、この二つの点を御説明していただきたいかと  
同時に、先ほども大臣が十分納得されていなかった  
と思いますので、この問題につきましてはせざ  
早く具体的に実現のできる方向へ力を尽くしてい  
ただく、これを願いたいと思います。  
それからもう一つは、国際間の適用、さらには  
算の問題です。これは先ほども大臣のおられるよ  
うに話いたしました。これも国民の中には多く  
の希望が出ておると思います。先ほど聞きました  
と、かなり膨大なる人數になるようにも聞きま  
す。しかし、内容を検討いたしてみますと、大  
体の国が全部一へんにというわけにはかなな  
いくまいと思います。非常に困難なところもあ  
りますけれども、これもやはり具体的に  
に実現できる方向へやつていただき、これもぜひ  
お願いをいたしたいと思う次第です。前に申し

とになつておるものでございまして、御趣旨のよ  
うに、この両国につきましてはすみやかに話をま  
とめてまいりたい。さらにその他の国々につきま  
しても、逐次接触をしてまいりたい、かように考  
えておるものでござります。

〔佐々木(義)委員長代理退席、委員長着席〕

てお尋ねするわけですが、大臣も言われており、あなたの方もお考えになり、私たちも考えておりましても、児童扶養手当と母子福祉年金が第一子だけが三百円違つておる。第二子以下は全部一緒なんです。こういう間違ったものは直して提案したらどうですか。あなたのほうでこれは間違つておる、これは不合理だ、この際これらを修正して提案されるのは私、至当然だと思うわけです。そういうにしてやつていただくと、この問題をまたここですつたもんだ言わなくとも済むような気がするのです。わかつたことでも、こういうようなかつこうで提案されるというところに、何かむだがあるような気がするわけでございますが、だからが考えましても気がつくものを、修正せずに本来のとおりでなぜお出しになつたのか、その辺のお考えをお尋ねいたしたいと思ひます。

○溫美政府委員 先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、児童扶養手当制度と母子福祉年金の制度は、制度的にいいましても、その目的なりあるいは仕組みにつきまして多少違っております。これは先生も御承知のとおりと思います。そういうふうな意味で、三百円違つておる事が完全に間違つておるのだというふうな点についても、まだ実は割り切れない点があるうと私は考えております。しかしながらいずれにいたしましても、第二子以降につきましては同じ額でございまして、そういうこととも関連いたしまして、先ほど私が申し上げましたように、確かにこれは問題があるというふうに思つております。したがいまして、そといった点につきましては同じ額でございまして、いろいろと検討しているわけでございますけれども、今後、たとえば児童手当の構想もいろいろ検討されておるわけでございます。したがいまして、そといった児童手当の構想の検討などと相ましまして考えていきたい。かようなことで、実は五十五特別国会におきましても、附帯決議がなされたのでございますが、本年度の予算におきましては、そのように、いま御提案しておるような態度で臨んだわけでござります。

○後藤委員 別に、ことばじりをとやかくつかまえるわけではございませんけれども、考え方方に幾ぶん相違がある。そう言われるなら第一子だけが相違があつて、第二子以下は考え方が一緒だ、金額的に一致だから金額の面から申し上げるとそういうことも言えるわけでございます。ぜひひとつ、こういった間違つたものにつきましては、提案されるまでに修正されるのが私は一番よからうと思う。この問題については、先ほど大臣も言われましたので、ああいう方向でひとつ御尽力をいただくようにお願いいたしたいと思います。

次に、大蔵省の方にお尋ねするわけでございますが、これも去年の第五十五特別国会の附帯事項になつております。「拠出年金の積立金の運用について、被保険者の意向が十分反映できるようにして、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅

に拡充すること。大幅に広げなさい、そういう附帯決議がついております。先ほどから言いましたように、二兆三千億でござりますか、非常に簡単に私申し上げたわけでござりますけれども、現在これらの積み立て金が、いかようにこの附帯決議を尊重した上で利用されてるのか、その点の御説明をいただきたいと思ひます。

○辻説明員 この問題は担当が理財局でござますが、担当官来ておりませんので、私が承知しておる限りにおきましてお答え申し上げます。

年金積み立て金の運用につきましては、現在学識経験者でございます公益委員によつて構成される、資金運用審議会といふものがございまして、その議を経て決定されることになつておりますので、この段階におきましても、いろいろと被保険者の方々の意向を十分そんたくするように配慮されておるよう承知いたしております。

それから融資の問題でございますが、四十三年度におきましては厚生年金及び国民年金合わせまして約六千億原資が増加いたしましたので、その二五%をいわゆる還元融資といたしまして、住宅でござりますとか、病院でござりますとか、その他福祉厚生施設でござりますとか、あるいは生活環境施設でござりますとか、そういうものに重点的に充てております。その額が約千五百億、こういうことになつておるわけでござります。

○後藤委員 大きいほうの二兆三千億の中身につきましては、いま言われましたように、大体その方向で使われておるだらうと思います。この程度の説明でございますが、もう少し中身を教えていただけませんか。

○伊部政府委員 昭和四十二年度末におきます積み立て金の累積見込み額は厚生年金保険におきまして二兆三千二百六十二億円、国民年金で三千三百二十四億円、合計二兆六千五百八十六億円でござります。年金積み立て金はすべて資金運用部に預託され、運用されておるのでござりますが、たゞいま主計官から説明ありましたように、昭和四十三年度の厚生年金保険の預託見込み額は五千百十七

億円、国民年金九百二十四億円、合計六千四十一億円でございます。この額は、船員保険及び国家公務員共済組合等の預託額三百四十四億円とともに、年金資金というワクで、総額六千三百八十三億円として運用されておるのでござります。この年全額資金等の昭和四十三年度におきます運用の計画は、国民生活の安定向上に直接役立つ住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業の分野に五千二百八十六億円をいただいているのでございますが、この額は年金資金等の総額の八三%に該当するのでござります。また、残余の千九十七億円は国民生活の安定向上の基礎となる国土保全、災害復旧、運輸、通信、地域開発に充てられており、この額は年金資金等の総額の一六%に相当するものでござります。

なお、先ほど御説明申し上げました八三%の内ワクといたしまして二五%が、いわゆる還元融資または特別融資として被保険者の福祉増進に直接役立つ施設に充てられてるのでござります。

○後藤委員 これ以上の説明は、きょうは理財局の関係の方がおいでになりませんので無理だと聞いていますが、ぜひひとつ、第五十五国会でも問題になりました点がござりますので、その点に留意されまして、今後ともその方向でお願いをいたしたいと思います。

それから、次には保険料の免除の問題でござりますが、非常に生活が苦しい、所得がない、こういった人に対しては保険料の免除の扱いがあると聞いています。これらの関係は一体どういうふうな扱いになります。これらの人たちは年金の支給の関係でありますとか、それらの関係につきまして、簡単だけつこうでございますが、御説明いただきたいと思います。

○中村政府委員 御質問の拠出制の国民年金の被保険者中免除者につきましては、全国で、昭和四十二年度、百八十六万八千四百四十八名となつております。その内訳といたましては、法律で定めて法定免除されます者が六十四万三百七十八名、それから本人の申請によりまして免余の取り

億円、国民年金九百二十四億円、合計六千四十一億円でございます。この額は、船員保険及び国家公務員共済組合等の預託額三百四十四億円とともに、年金資金というワクで、総額六千三百八十三億円として運用されておるのでござります。この年全額資金等の昭和四十三年度におきます運用の計画は、国民生活の安定向上に直接役立つ住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業の分野に五千二百八十六億円をいただいているのでございますが、この額は年金資金等の総額の八三%に該当するのでござります。また、残余の千九十七億円は国民生活の安定向上の基礎となる国土保全、災害復旧、運輸、通信、地域開発に充てられており、この額は年金資金等の総額の一六%に相当するものでござります。

なお、先ほど御説明申し上げました八三%の内ワクといたしまして二五%が、いわゆる還元融資または特別融資として被保険者の福祉増進に直接役立つ施設に充てられてるのでござります。

○後藤委員 これ以上の説明は、きょうは理財局の関係の方がおいでになりませんので無理だと聞いていますが、ぜひひとつ、第五十五国会でも問題になりました点がござりますので、その点に留意されまして、今後ともその方向でお願いをいたしたいと思います。

それから、次には保険料の免除の問題でござりますが、非常に生活が苦しい、所得がない、こういった人に対しては保険料の免除の扱いがあると聞いています。これらの関係は一体どういうふうな扱いになります。これらの人たちは年金の支給の関係でありますとか、それらの関係につきまして、簡単だけつこうでございますが、御説明いただきたいと思います。

○中村政府委員 御質問の拠出制の国民年金の被保険者中免除者につきましては、全国で、昭和四十二年度、百八十六万八千四百四十八名となつております。その内訳といたましては、法律で定めて法定免除されます者が六十四万三百七十八名、それから本人の申請によりまして免余の取り

卷之三



どもは、この懇談会の結論を待ちまして、その結論をできるだけ早くいただくようにとお願ひをいたしておるわけでございますが、その結論に基づきまして将来りっぱな制度として育ち得るような制度を、できるだけ早く実現をさせたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただいま具体的な構想というとのお話をございましたけれども、その具体的な構想につきましては、児童手当懇談会の御意見を聞き、また各界の御意見を聞きまして、具体的な構想を固めたいということでおございまして、ただいまのところ厚生省としてこういう具体的な案を持つておるということを申し上げる段階に至つております。

○後藤委員 この児童手当制度につきましては、諸外国におきましてはかなり実施されておると思いますので、いままで何べんも問題になつておる点でござりますけれども、早急にひとついきまわれましたようにりっぱなものをつくついていただきようにお願いをいたしたいと存じます。

次には費用の問題です。これも第五十五特別国

会の附帯事項の中の一項目として、地方自治に対する事務的な費用の問題です。この関係につきましては、国民年金法の第八十六条を読みますと、「政令の定めるところにより、市町村に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基く命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する」。こういうふうに書いてあります。政令によつて定める仕事に対する費用につきましては全部国が交付するんだ、これが第八十六条の趣旨だと私は思います。しかしながら、われわれがあちらこちらを回つたり自治体等の話を聞いてみますと、かなり経費の面で自治体が圧迫される。調べてみると、大体六割か七割程度だ、こういうふうなことを聞いておるわけですが、しかし、先ほど申しました五十五国会の附帯事項の中の一項目でござりますので、それ以降もいま申し上げました問題につきましては検討されておるやうに聞いておりますが、現在八十六条に基づきまして間違いない方向できちと交付されておるのかどうか、

○中村政府委員 当たいま御指摘を受けました、市町村に対しますところの事務費でござりますが、昭和四十二年度につきまして御説明申し上げますと、市町村が支払いましたところの事務費と申しますものは、これが九十一億三千三百万に相なつておるのでござりますが、その中で交付金として国から交付いたしましたのは五百二十五億五千万となつておるわけでござります。もつとも市町村が支出しましたものが、すべて法律にいまとよつて実情いろいろとございます。これ全部が対象とはならないと思うでござりますが、私どもこのほうで、これは市町村におきまして負担すべきものであると計算しましたものは七十七億八千万円でございます。それでこの七十七億八千万円と、現に交付しました金額との比率を見ますと、二年一度で六八%と相なつておりますと、四十とおり一〇〇%とはまいつていないのであります。

○後藤委員 そうしますと、この問題につきましても、今日逐次増額してきたのではないかと思うわけでございますが、ぜひひとつ今後とも地方財政苦しいおりから、これらの点につきましても十分考えていただきたいとお願いをいたしました。

○後藤委員 そうしますと、この問題につきましては、沖縄復帰国民大運動が展開されまして、

○伊部政府委員 沖縄におきます年金制度は、たゞいま同地の社会保険長期計画に基づき整備中で

ございまして、公務員退職年金につきましては昭和四十一年七月、老齢福祉年金につきましては昨年七月よりそれ施行されております。厚生年金保険につきましては本年七月施行を目的としたとして、昨年六月立法院に提出されました、たゞいま審議中でございます。国民年金につきましては、拠出制年金は昭和四十四年七月に施行を目的としております。また障害福祉年金、母子福祉年金につきましては、本年七月より施行される見込みでございます。

年金問題につきましては、御指摘のように非常に長期にわたる制度でございますので、将来の復帰を念頭に置いて沖縄における年金制度を構成する必要があるのでございまして、この点は実は昨年二月私が沖縄に参りましたとき、現地の民政府及び琉球政府とも折衝いたしまして、原則論といつしましては内地と同じ年金制度をつくつてもらう、かつ、これによりまして、復帰前におきましては琉球政府とも折衝いたしまして、原則論といつましても本土と沖縄との交流を、先ほどお話をございました通算面におきまして容易にいたしますとともに、復帰後におきまして、すなはに日本の国民年金、厚生年金に吸収できるよう原則として同一の制度にしてもらいたいということで、この点につきましては、基本線におきましては了解がついておるものと考えておるのでございます。

なお、職員の訓練等につきましては、厚生省として社会保険大学校の活用、あるいは保険局、年金局への研修生の派遣、及び保険庁、あるいは保険、年金局の職員を現地へ派遣する等のことによりまして協力をいたしております状況でございまして、今後とも先生御指摘のよう沖縄の年金制度の発展のために努力をいたしたいと考えておるものでございます。

なお、福祉年金につきましては、日本政府援助といたしまして、総理府のほうに計上されておりま

すが、福祉年金所要額の八五%を日本政府が援助をするということに今年の予算では相なつておる

次第でございます。

○後藤委員 そうしますと、いま最後に言われた指摘のように、老齢福祉年金につきましては四十二年度に一億一千九百六十万円を援助いたしましたが、本年七月から三福社年金を支給するわけですが、特に福祉年金につきましては、たゞいま書、母子とあります、四億三千万円を援助いたしました。そこで、これにつきましても、日本における福祉年金と同額にしてもらいたいといふことを申し入れまして、その点も原則としては確立しておると考えておるのでございます。

○後藤委員 それじゃきょうはこれで一応質問を終わりたいと思いますが、冒頭からいろいろと要請もし、さらに論議もしていただいたわけですが、それでも、ぜひひとつ百円、二百円というようなみみつあいのことはなしに、一番大事な社会保障制度の一環として、しかも七十歳以上の老齢福祉年金、これは大切な仕事だらうと思いますので、今後とも大幅に引き上げる、こういう方向へ持つていかれるようにお願いをいたしたいと思いますし、さらに先ほど特に念を押しまして確認いたしましたが、これは大切な仕事だらうと思いますので、今後とも大幅に引き上げる、こういう方向へ持つていかれるようにお願いをいたしたいと思いますけれども、あの三項目の問題につきましては、何かあるときには、十分相談をいたなければなりませんに、何とかなるのじゃないだろうか、こういうふうな気持ちはいたしますので、これらの実現につきまでも、精一ぱいひとつ具体的な実施の方向へ努力をしていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○八田委員長 この際、おはかりいたします。  
理事小沢辰男君から理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、理事補欠選任を行ないたいと存じますが、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に粟山秀君を指名いたします。

次回は明十七日午前十時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会